

大阪医科大学学報

第64号 平成17年5月
(インターネット版)



看護専門学校新校舎 北東から臨む

目

附属看護専門学校	2
附属看護専門学校長就任挨拶	3
平成16年度卒業証書・学位記授与式	5
最終講義	8
規程関係	11
平成17年度入学試験及び国家試験状況	49
受験者募集プロジェクト	51
Life support workshop in Kansai	53
平成17年度事業計画と収支予算	54
寄付金	60
叙勲・受賞について	64
科学研究費補助金交付内定について	65
学術奨励金について	68
学位記授与	69

次

医学研修報告	72
中山国際医学医療交流センター	75
研究機構	78
LDセンター	80
寄附講座紹介	81
出張報告	82
学内行事	85
会議・行事予定	90
附属病院関係	93
医療安全対策室関係	94
感染対策室関係	96
保健管理室からのお知らせ	97
俳句	99

附属看護専門学校新校舎竣工



看護専門学校新校舎 正面



3月25日（金）午前10時30分から開催された竣工式典で2階講堂入口前でのテープカット：
左から降井日建設計役員、勢川（前）看護学校長、國澤理事長、銭高組社長、田中相談役

附属看護専門学校長就任の挨拶と新校舎竣工について



附属看護専門学校長 佐野 浩一

まず、勢川瑠美子先生の後任として附属看護専門学校長に就任いたしましたことをご報告申し上げます。経験豊かなしかるべき方々を差し置いて学校長をお引き受けすることにはずいぶん迷いがありました。しかし、私たちの国は少子高齢化に向けて大きく舵を切り、少ない労働力で維持できる社会の形成に向っており、その航路では私のように経験が乏しいからこそできることもある

のではないかと愚考し、浅学菲才のわが身を省みずお引き受けしたしだいです。幸い、西山裕子先生が副学校長に就任され、補佐いただけることを大変心強く思っております。副学校長はじめ教員・職員ともどもよろしくお願いいたします。

さて、本校の前身は昭和4年に当時の先端医療研究施設である大阪細菌研究所の梅田病院内に設置された大阪高等医学専門学校附属看護婦学校（旧制）です。その後、時宜に応じてその組織を変更しながら現在の大阪医科大学附属看護専門学校に至りました。その間、3800名を超える有能な看護婦・看護師を世に送り出してきた歴史ある看護師養成教育機関です。

前任の勢川先生は本校卒業後、看護婦（現在は看護師）としての実務と看護教育に携われ、その時々为学校長（兼任）・事務長や大阪医科大学学長・附属病院長はじめ大学や附属病院の皆様と協働して、戦後の学校法人大阪医科大学の看護教育組織再構築から看護部体制の構築・強化、看護教育の充実に至る多大な功績を残されました。そして、本校で初めて看護師資格をもつ看護専門学校長としてその任に就かれたのでした。勢川先生は3年課程一本化を決断され、さらに田中前理事長とともに長年温めてこられた新校舎建築を実現されました。本部北キャンパスに位置する新校舎の竣工式が去る3月25日に厳かに執り行われ、廊下等を除く総床面積2700平米余りの環境に配慮した本館と講堂棟からなる学び舎がその姿を現しました。この講堂棟で最初の講演を勢川先生からいただいたことは、特に意義深いこととしてここに記します。

医学生であった私は勢川先生に病棟で、「医師と看護婦の協働」の教えをうけ、その基礎にある「careとcure」について医学哲学倫理学会等で多くの教えを受けました。そのお陰で、「evidence-based medicineとnarrative-based medicine」を中心にした微生物学や医学概論の教鞭をとることができようになりました。また、看護専門学校運営委員や看護専門学校改革推進準備委員として間近で先生のご高徳に触れる機会を得ました。その先生の後任に就きますことは、

附属看護専門学校長就任挨拶

身に余る光栄でありますとともに、その責任の重さに身の引き締まる思いであります。

現在、「均質化」と「高度多様化」という一見相反する医療の発展に、看護学教育の内容は年を追って増加・多様化しております。その変化は教育年限の長期化を余儀なくさせております。社会が看護学教育を高等教育と位置づけて看護実践能力の強化を求めているにもかかわらず、単なる大学化ではこの要請に対応することは難しいようです。このような背景の中、平成18年には高等教育制度の改正によって、大学では講座制・学科目制の法的根拠がなくなり、教授・准教授・助教という名称のそれぞれ独立した教員が各大学独自の教育・研究システムの下でグループを形成してそれぞれの任に当たることになるようです。この大学制度改革に加えて「専門課程をおく専修学校（専門学校）の高等教育機関としての明確化」や「看護実践能力育成の充実に向けた大学卒業時の到達目標」などが提案されていることから推し量るに、看護実践能力を付与する教育法やシステムが確立しつつあります。法人が看護教育への深い思いを込めた学び舎で、西山副学校長をはじめ有能な教員方・事務方とともに、設立理念の根底にあるものに基づいて本校の看護師養成教育体制をさらに発展させなければならないと考えております。

法人、大阪医科大学、附属病院をはじめ内外関係各位におかれましては、社会的背景と愚生の微意をご賢察いただき、本校に暖かいご指導とご支援を賜りたく、何卒よろしくお願い申し上げます。

略 歴

1954 (S.29) 年 4月14日生	
1980 (S.55) 年	大阪医科大学 卒業
1984 (S.59) 年	大阪医科大学 大学院医学研究科 単位修得退学
1985 (S.60) 年	Pediatric Fellow, School of Medicine, UCLA Research Fellow, Harbor-UCLA Medical Center
1987 (S.62) 年	大阪医科大学 講師 (微生物学)
同 ~ 1997年	附属看護専門学校 講師 (非常勤)
1991 (H.3) 年	大阪医科大学 助教授 (微生物学)
1997 (H.9) 年 ~ 現在	大阪医科大学 教授 (微生物学講座担当)
1999 (H.11) 年 ~ 現在	Editorial Board, the Journal of Virological Methods (英国)
1999 (H.11) ~ 2002年	附属看護専門学校 講師 (非常勤)
2001 (H.13) ~ 2004年	神戸常盤短期大学看護学科 講師 (非常勤)
2001 (H.13) 年 ~ 現在	学校法人高槻高等学校 評議員
2001 (H.13) ~ 2004年	機器共同利用センター長
2002 (H.14) ~ 2005年	高槻市立第四中学校 学校評議員
2002 (H.14) ~ 現在	学校法人大阪医科大学 評議員
同 ~ 現在	学校法人大阪医科大学 理事
2004 (H.16) 年 ~ 現在	研究機構長

平成16年度卒業証書・学位記授与式

日 時： 平成17年3月25日（金） 午後2時～

場 所： 臨床第1講堂

医学部医学科卒業生 105名

大学院医学研究科修了生 12名



平成16年度卒業式告辞

大阪医科大学 学長 島田 眞久

学生諸君ご卒業おめでとうございます。保護者の皆さまおめでとうございます。本日は年度末のご多忙の中、ご来賓を賜りました高槻市医師会長であり仁泉会理事長でもあられる檜原先生を始め、本学法人役員ならびに名誉教授の皆さま方にもご臨席賜り厚く御礼申しあげます。また、本日の卒業式には、諸君達が6年時に選択臨床実習でお世話になった関係で、関西医科大学の日置学長にもわざわざご臨席賜っております。ここに厚く感謝申し上げる次第です。

さて、諸君が今日あるのは、学費・食費の面倒を見ていただいたご両親を始め、先生方、友人、クラブの諸先輩方、その他医学教育を通じてお世話になった多くの方々、さらには、国の支援によるものであることをまず感謝すべきであり、卒業後は、医療を通じ今度はその借りを社会に返す番であります。諸君たちを社会に送るにあたり、今日、日本が迎えている一大変革期について私が最近感じましたことを諸君たちに卒業メッセージとして伝え送る言葉とします。

諸君は、6年前本学に入学され、今年卒業されるわけですが、私も丁度6年前に学長に選ばれ、今年任期満了で5月に退職しますので、諸君と一緒に本学に学んだ同期生ということになります。この6年間で、本学は大きな変革の波に見舞われました。先月行われました医師国家試験も1ヶ月ほど早くなり、試験日が一日伸び、問題も多くなりました。また、研修医制度も見直され、一昨年より卒後研修の義務化とマッチングの導入がスタートしたのもご承知の通りです。教育改革では、明治以来の教育体系が見直され、PBL - チュートリアル、OSCE、CBT、CCで代表される新しいカリキュラムがFDを繰り返し替えしながら多くの教員の協力得て整備されつつあることは、諸君が体験された通りであります。また、諸君のカリキュラムには間に合いませんでしたが大学コンソーシアム京都での教養科目の単位互換、また、教養教育の一環としての中日友好病院、ロシア・アムール医科大学、ハワイ大学での海外研修も始めました。一方、大学の制度自体も大きな変革を迎えております。本学は、昨年、大講座制に移りしま

平成16年度卒業証書・学位記授与式

した。また、大学附属病院側は、昨年11月に診療科長制をとり、科長がそれぞれの科の最高責任者となりました。これに加え、中央教育審議会大学分科会の「大学の教員組織の在り方に関する検討委員会」において、講座制・学科目制の改革を更に推進するため、大学は、原則として講座制と学科目制よりなるとした現行の記述を大学設置基準から削除するとし、同時に、職位も改め、助教授や助手という呼称をやめ、準教授、助教とする案を出して既に新聞に報道しており、これにより、大学設置基準、大学院設置基準、学校教育法を一部改定するとしています。従来、講座制は、助手、助教授、教授よりなり、助手、助教授の職務内容は、教授を助けるとしていたのを、講座制を無くすることにより、助教、準教授は教授を助けなくてよく、独自に教育研究できるとしています。講座制を削除する理由として、いわゆる講座医局制のように、講座制は、人事を含め閉鎖的、硬直的な運営に陥りがちであり、新しい時代に対応できていないからであるとしています。本学は、これに対応するため大学院の組織改定を含めた改革の必要に迫られていますが、私達が学生時代に大学紛争のスローガンとして、「大学の医局講座制解体」と叫んでいたことが、ここにきて国が自ら実践しようとしているということになります。



医学部医学科卒業生記念撮影

こういった、変革期に最も大事なものは、言うまでもなく正しい情報をいかにして掴むかということです。情報とは、「情けを報せる」という意味です。大事で重要な情報は、インターネットで流れてくるのではなく、人脈を介して流れてきます。これは、日本だけの現象で無く、世界共通のグローバル・スタンダードとされています。諸君達が、医者になられて相手をするのは、患者さんです。患者さんは患者である前に一人の人間です。人間を知れば、それは、患者さんを知ることになります。つまり、患者さんを大事にすれば、病気に関する大事な、重要な情報も得られるということになります。情報化社会において、大切なことは人間関係のコミュニケーションをいかにうまく行うかということであることを述べ私の諸君へのメッセージとします。

大学院生の諸君、医学博士授与おめでとうございます。諸君は、この4年間にそれなりの研究テーマに挑戦され、ひとまず論文を書き上げられ、これから、一人前の独立した研究者として旅立つべく、サイエンスの入口に今立たれておられます。これからサイエンスの道を歩まれるにあたり、諸君へ、自然科学の世界に日頃従事している我々が常識のように思っている、「客観は主観より優れている」というのは、実は、科学の世界だけの話で、人文・社会の世界ではそうではないことをお話したいと思います。「量は質に転化する」というのは自然科学の世界であります。たとえいかなる怪力の持ち主といえども、一人で百人の子どもと綱引きすればかないません。しかし、人文・社会の世界では、必ずしもこの物理学の法則はあてはまりません。一人の優れた芸術家に対して、百人のヘボ芸術家がよってたかったところで、これをしのぐことはできません。2500年ほど前のお釈迦様の教えによりますと、人間の持っている五感を始め多くの感覚の中で最も根源的な感覚、つまり、人間の心の最も奥の奥に存在している感覚は、アラヤー識であり、これは、人間生きるか死ぬかの瀬戸際に立ったときは「生きようとする意識・感覚」であるとしています。これは、崖から落ちそうになった時、思わず岩にしがみついて助かろうとする行動でわかります。北アルプスの剣岳に登られた方は分かるとおもいますが、登山の途中にある一枚岩からなる「カニの横ばい」という、足をふみ外せば死ぬか、大怪我をするような場所があります。しかし、実際には、そこで滑落して死んだ人の話は聞きません。滑落して死ぬのは、そこから少し上のなんでもない稜線の道です。この生死を感覚するアラヤー識の一つ上にある感覚にマナ識と言う感覚があります。この仏教によるマナ識によれば人間は、「自分が思っていることが一番正しい」と思ってい

平成16年度卒業証書・学位記授与式

る生物ということが言われております。従って、自分が思っていることと違う意見を他人が言うとその人に腹が立ち、これがあらゆる争いの根源であると言われております。従って人間の心は、主観が客観に優先しているということになります。科学は、必ずしも客観的事象だけで進歩するのではなく、研究者の主観による直感やひらめきで大きく進歩した例はニュートンの万有引力の発見を持ち出すまでも無く多く存在します。

マナ識である、自分が思っていることが一番正しく、これと違ったことを押し付けられようとした時、人の取る行動は次の5つがあることを、古代中国から南宋の滅亡までを描いた十八史略に書かれています。人を観察するとき大変参考になると思いますので紹介しておきます。

一つ目は、弱肉強食の態度を取る人。強いものには負けておけ、長いものには巻かれる、寄らば大樹の陰のタイプです。日本人に多いと思われれます。二つ目は、応報的態度を取る人。暴を以って暴にあたる。殴られれば殴り返す。勝つためには、手段を選ばずのタイプです。三つ目は、宗教的な態度を取る人。自分の考えと違うことの要求に対しては、正面から対抗しない。仁の立場に立って、超越し、包容して処理する。汝の敵を愛せよ、のタイプです。四つ目は、偽善的な態度を取る人。卑屈な、狡猾な考え方。あいつを憐れんで、あんな者を相手にしてもなにもならないから我慢し、許しているんだといった面従背反を取るタイプです。インテリに多いとされています。五つ目は、武の道を取る人。相手を無道から救ってやる。理想・信念を以って戦うタイプです。

諸君の更なる研究の発展を祈り学長の告辞とします。

以上

平成16年度 卒業者

医学部医学科

浅野真依子	大槻 紘平	熊西 博子	島谷絵里子	中西 朋子	広瀬 麗	森川 達也
芦原 隆仁	小川 修	倉重由美子	嶋本 新作	中野 友義	広田 千賀	谷井 啓一
足立 周	奥田 紘子	栗本 久嗣	下瀬 優子	中林 裕子	福田 修久	柳沢 哲
阿部 圭市	小田 周平	黒川 義隆	下山雄一郎	永江 敬	藤里 香利	山内 繁
飯田 剛	垣田 謙	小池 宏典	杉本 哲	鍋谷 諭良	堀田 雅子	山川 美帆
井口 梓	加藤 大樹	小出 竜雄	鈴木 朋子	西川 裕二	前川 誠治	山口 琢
磯田 健太	金山 智子	高 陽子	高本 晋吾	西田 睦美	前田 尚吾	山地 雄平
今川憲太郎	鎌田恵美子	小嶋 融一	竹中 英喬	野村 昇平	前田 貴子	山本 貴士
今村 容子	川嶋 英奈	小竹淳一朗	田中 慎吾	箔本 潤子	前田 祐三	葉 乃彰
忌部 尚	川嶋 浩平	小西永里子	田部 有香	長谷川泰子	松浦 喜貴	横幕 文恵
上田 智弘	川西 洋平	小林 宏子	辻 俊史	林 安里	松岡 智広	横山 如人
上原 博史	川辺紗智子	小村 和正	辻本 由紀	原 祐介	三浦 歡之	吉岡 篤志
上原口由梨	北口 和彦	近藤 洋子	連水 英衣	比嘉 健	宮崎 弘行	吉田 誠司
大北 仁裕	木下 竜弥	篠原 洋美	寺西 順哉	樋口万里子	宮脇 正博	若林 崇雄
大田真紀代	久保田益亘	嶋 英昭	當内 竜馬	飛田 高志	村上 純一	和田 忠彦

(105名)

大学院医学研究科

可児 弘行	川崎 隆士	小泉 千里	高山 隆吉	辰巳 真一	丸山 栄勲	矢津 匡也
金村 昌徳	木下 葉子	傍島 聡	瀧川 直秀	原田 文植		

(12名)

最終講義 山崎 隆司 教授

本年3月末日をもって定年を迎えられたドイツ語山崎隆司教授の最終講義が以下のとおり行われました。

なお、4月1日付けで名誉教授の称号を授与されました。

日時：2月23日（水）14：00～15：00

場所：臨床第1講堂

演題：『英語やドイツ語から見た日本語

日本語はあまり代名詞を使はない』



講義要旨

一度出た名詞をつぎに何で受けるか。教室でさう質問すると、代名詞（人称代名詞）で受けるといふ答がまづ返つてくると思ふ。それで間違ではないけれど、代名詞で受けるといふのはその場合の一つであるに過ぎない。同じ名詞を繰り返す。先行する名詞を同義類義の語で受ける。さうする場合もある。

同じ語（名詞に限らず）をわけもなく繰り返すと、英語やドイツ語ではわるくしたら中学生か何かが書いたといふやうな稚拙な感じを与へかねない。そこで右の第三の方法が利用されることが多い。（例文を御覧ください。以下も同様。）最初に「赤ん坊」（不定冠詞がつく）とくれば、それを「男の子」で受ける。それをまた「子供」で受ける。「幼児」を使つてもよい。かういふ風に言ひ換へて行く。（人称代名詞の音節数と強形弱形の別とを除いて全部英独共通なので、便宜上英語を材料にして話すことにする。）

さうするときの眼目は、これは同じ名詞を繰り返すときも同じであるが、二番目（以下）の名詞には定冠詞をかぶせるといふことである。定冠詞

さへついてみれば、どんなに違つた名詞でも最初に出てきた名詞と同じものを指してゐるのである。これは定冠詞の重要な機能である。「ある調査によると」で文が始ると、それから二三度「調査」を使ひ、暫くするとちよつと目先を変へて「報告」にする。かう言ひ換へてあつても、定冠詞がついてみればこれが最初の方の「調査」と同一のものを指してゐることが分る仕掛になつてゐる。

この言ひ換への方法が拡張されることがある。先程の「赤ん坊」の例でいへばこれに「生後四月の」といふ形容詞を附加する。ある学者が登場すると、同格語でこの学者が「第一線の氷河研究者」であることが分るが、これを「オハイオ州立大学の科学者」で受けて未知の事実を持ち出したたり、「北朝鮮」を「孤立したスターリン主義国家」として周知の事情を指摘したりする。この手法が英語では余程発達してゐる。

さて、それでは日本語はどうか。今最後に紹介したのなら日本語でもやらないことはない。スポーツ記事で新人投手のだれそれを「ルーキー左腕」で受ける。プロ・テニスのシャラポアの記事では

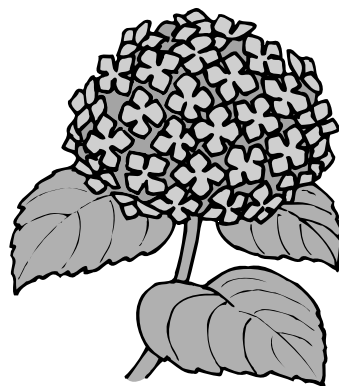
「マリア・シャラポア」を「スーパーアイドル」で受け、さらに「身長1メートル83の金髪美少女」と言ひ換へてある。しかし日本語ではこれを英語ほどにはやらないやうに思ふ。

日本語で最も普通なのは同じ名詞を繰り返す方式である。先頃の寝屋川市の小学校教諭刺殺事件を報じた記事では犯人の少年を「少年」として、「少年は」「少年の」と「少年」を何度も繰り返し用ゐてある。これを少しも苦にしない。かへつて下手に英語のやうに言ひ換へをすると別人を指してゐると誤解される恐れがある。さういふ心理がはたらくかして結局また同じ語を用ゐるといふのも先程の定冠詞のやうな便利なものがないためであらうか。なほ同一名詞の反復使用は、裏返せば代名詞を使はないことでもある。

この記事では途中からその「少年」が消えてしまふ。少年がどうしたかうしたといふことが書いてあるが、「誰が」が表にはあらはれない。英語なら代名詞を使ふところであらうが、日本語ではそんなことはしない。一々「誰が」といはなくても分るからである。云はなくても分ることは云はないといふのが日本語の主義であり特色である。代名詞などその気になれば使はなくてすむくらゐなものである。

英語は動詞を使へば必ず主語を形の上で示さなくてはならない。他動詞であれば目的語を形の上で示さなくてはならない。さういふある意味で不便な言語である。この不便さをいばば救済してゐるのが代名詞であるともいへるから軽便なものであることを要する。英語の人称代名詞はみな、どの格も、単音節である。しかも強形と弱形とがあつて、普通の場合は弱形を用ゐる。英文には主語も目的語も代名詞、名詞には代名詞の所有格がついてゐるといつた代名詞だらけなのがある。それでも口にも耳にも障らない。代名詞といふのが極めて軽い語であるからである。軽すぎると感じられるとき、同じ名詞の反復や同義語の活用が行はれるのである。

これに対して日本語の代名詞は多音節である。たとへば「私」である。漢字で書けば一字であるが、仮名なら「わたくし」で、これが「は」とか「の」とか助詞を従へる。用ゐどころといふことは無論あるにしても、詰る所長たらしく重くれた語である。「わたし」と一音減らしても事情は変らない。代名詞はやたらに使ふべきものではない。また使ふ必要もないことはすでに見た通りである。（「彼」や「彼女」にも触れるつもりであつたが、時間不足でできなかつた。）



最終講義 田中 正寛 教授

本年3月末日をもって定年を迎えられた物理学
田中正寛教授の最終講義が以下のとおり行われま
した。

なお、4月1日付けで名誉教授の称号を授与され
ました。

日 時：2月23日（水）15：00～16：00

場 所：臨床第1講堂

演 題：『情報の物理学』



講義要旨

1990年代半ばまで情報は単なる抽象的な記録に
過ぎず物理学的ではないと考えられていた。たと
えば、渡辺慧「生命と自由」(岩波書店、1980)
は「情報というのは何かといえば、これは物理化
学的な概念ではありません。」といている。

それでは情報とは一体何なのか。ここでは情報
理論の操作的な定義「不確かさを減少させるもの」
を採用する。物理法則は微分方程式で表されるが、
これは運動のすべてを決定しているわけではな
く、個々の運動を決定するには境界条件が必要で
ある。コンピュータの基本回路であるスイッチを
考えれば情報はこの境界条件を決定していると思
えられる。情報は物理法則とは独立に境界条件に
働き、その物理系の運動を決定しているのである。
「情報は物理系の境界条件を特異的に決定する微
小なエネルギーであり、物理法則とは独立に物理
系の運動を決定している (Tanaka, 1984)」。

生物の特徴である学習は感覚情報による最適行
動の選択であり、進化は遺伝情報による最適ゲノ
ムの選択である。これらの情報はそれぞれニュー
ロンや遺伝子レベルの物理系で境界条件を制御し

て、いくつかの選択肢の中から最適のものを選択
することにより、不確かさを減少させていると思
えられる。情報は生命とともに現れた新しいエネ
ルギーの階層なのである。遺伝情報については個
体群とその環境を通信系とみなし、情報理論を適
用する通信系モデルが提出されており (Tanaka,
1980) 新たな展開が期待される。

情報は第二法則を破るマクスウェル・デモンと
ともに物理学の世界に現れ、第二法則を救うため
の悪魔祓いがジラードやブリュアンやランダウア
ーらによって試みられた。アミノアシルtRNA合
成酵素が悪魔祓いされたマクスウェル・デモンと
して動作しているとし、エネルギーに対するエン
トロピー減少効率デモンの16%になるとするモ
デル (Tanaka, 2002) が提出されるなど、現在
では情報が物理的であるという見方が定着しつつ
ある。

規程関係

規程制定

規程が次のとおり制定されました。

学校法人大阪医科大学コンプライアンス委員会規程

(目的)

第1条 学校法人大阪医科大学（以下、「本法人」という。）におけるコンプライアンス（法令等遵守）体制の確立、浸透及び定着を図るという目的を達成するため、本法人内にコンプライアンス委員会を設置して組織、権限等を定め、その役割と責任を明確化することを目的とする。

(委員会の構成)

第2条 委員会は次の委員をもって構成する。

- | | |
|-------------------|-----|
| (1) コンプライアンス担当理事 | |
| (2) 法人（理事長指名者） | 2名 |
| (3) 大学（学長指名者） | 2名 |
| (4) 病院（病院長指名者） | 2名 |
| (5) 看護専門学校（校長指名者） | 1名 |
| (6) その他、理事長が指名する者 | 若干名 |

2 委員は、理事長が委嘱する。

(委員長)

第3条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、前条第1項第1号の委員がこれにあたる。

3 委員長は、委員会を招集し議長となる。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員会の所掌)

第5条 委員会は、次の事項を所掌する。

- (1) コンプライアンスに関する組織及び体制（分科会）の設置・総括管理
- (2) コンプライアンスに関する規程類の制定、及び改廃の審議
- (3) コンプライアンス年度計画の策定
- (4) 本法人内のコンプライアンスに関する教育研修計画の作成
- (5) コンプライアンス違反（不祥事件を含む）に対する賞罰委員会への要請、理事会への報告、再発防止策の審議
- (6) その他、コンプライアンスに関する重要な事項の審議

規程関係

(分科会)

第6条 各部門にコンプライアンスに係る分科会(担当委員会)を設置する。

- 2 担当委員会の委員長は、第2条第1項第2号以下の号の委員とする。
- 3 担当部会の委員は、担当部門の長と委員長が協議し編成する。
- 4 各担当委員会委員長は、各部門におけるコンプライアンスの具体的対応について、コンプライアンス委員長に逐次報告を行うものとする。

(理事会への付議)

第7条 コンプライアンス委員長は、委員会での決定事項を理事会に図り、分科会(担当委員会)の審議状況等について報告を行うものとする。

(委員会の事務局)

第8条 コンプライアンス委員会の事務局は総務部総務課とし、各分科会(担当委員会)の事務局は各部門担当事務課とする。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の承認をもって行うものとする。

附 則

この規程は、平成17年3月8日から施行する。

学校法人大阪医科大学歴史資料館規程

(使 命)

第1条 学校法人大阪医科大学歴史資料館(以下「本資料館」という。)の使命は、有形文化財である旧別館を保存・公開するとともに、本法人の設立理念を顕彰し、医学・医療の在り方や法人の設置する教育施設の使命等を時宜に応じて検討することである。

(事 業)

第2条 本資料館は使命を達成するために、以下の事業を行う。

- (1) 医学・医療について語らう階段講堂や平面講堂及び外構部分を整備し、学内外の講演会・研究会の開催に供する。
- (2) 大阪高等医学専門学校及び大阪医科大学や周辺地域ゆかりの歴史的資料を整理・保存し、その歴史的意義を顕彰する。
- (3) 高等教育課程の学生のみならず、初等中等教育課程の生徒にも生命への興味を持つ機会を提供するために、近代の顕微鏡や写真などの展示コーナーを設けて公開する。
- (4) その他、館長が必要と認めるもの。

(館 長)

第3条 本資料館に館長を置き、理事長が任命する。

- 2 館長は医学、公衆衛生あるいは医療の歴史または本法人の歴史に明るいものでなければならない。
- 3 館長の任期は2年とし、重任を妨げない。ただし、館長を任命した理事長が退任したときはその職を辞する。

4 理事長が必要であると認めるときは、理事会の了承を得て館長を解任できる。

(職員)

第4条 本資料館に次に掲げる職員を置くものとし、理事長がこれを任命する。

- (1) 資料の整理にかかわる職員（専任あるいは兼務）
- (2) 館長が必要と認める職員等（専任あるいは兼務）

(運営委員会)

第5条 本資料館に運営委員会を置く。

- 2 運営委員は館長が推薦し、理事長が任命する。
- 3 運営委員会に運営委員長を置き、館長をもって充てる。
- 4 運営委員は館長の諮問に答えなければならない。
- 5 運営委員のうち館長が指名するものは募金担当として、本資料館の維持に充てる寄附の募金活動を行わなければならない。
- 6 運営委員は館長が必要と認める事業の遂行に協力しなければならない。

(その他)

第6条 その他、使命を達成するために必要な事項は別に定める。

- 2 定めのない事項で必要がある場合には館長が理事長に上申し、理事会の議を経て、理事長が決定する。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、館長の諮問により運営委員会で検討し、館長の上申により理事会の議を経て、理事長が決定する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

大阪医科大学研究機構 共同研究室利用規則

(目的)

第1条 大阪医科大学研究機構の設置する共同研究室（以下、「本室」という。）を円滑に利用するため、大阪医科大学研究機構規程補則第8条第1項に従い、この規則を定める。

(利用資格)

第2条 本室の利用資格は、機構長に利用願を提出し、許可を受けた以下のいずれかのものとする。

- (1) 本学の教授（医学研究科委員）
- (2) 研究機構の共同研究プロジェクトの執行責任者
- (3) 学長（医学研究科長）が必要と認めた者

(利用者の義務)

第3条 利用者は研究機構の規程等を遵守し、安全に心がけて本室を利用しなければならない。

規程関係

(利用願と許可証)

第4条 本室を利用する者は、以下の事項を記載した利用願を機構長に提出しなければならない。

- (1) 利用する共同研究室
- (2) 利用目的となる研究のテーマ
- (3) 借用期間
- (4) 研究内容
- (5) 利用料の支払の方法
- (6) 利用備品・機器
- (7) 持ち込み備品・機器等
- (8) 終了後の対応
- (9) その他

2 機構長は利用願の内容を検討し、執行会議の議を経て、許可証を発行する。

(許可の取り消し)

第5条 機構長は次の場合に利用許可を取り消すことができる。

- (1) 借用期間を過ぎた場合
- (2) 利用者が利用願に記載した以外の目的に利用した場合
- (3) 故意または過失によって危険な行為(研究を含む)を行った場合
- (4) 故意または過失によって本室あるいは周囲に損害を与えた場合
- (5) その他機構長が必要と認める場合

(利用終了後の対応)

第6条 借用を終了した場合、利用者は原則として借用前の状態に戻して、返却しなければならない。

ただし、機構長が執行会議の議を経て、研究機構の運営に必要があると認めた場合はこの限りではない。

(利用料)

第7条 本室を利用するに際し、別に定める利用料を徴収する。

(補 則)

第8条 この規則の定めその他、共同研究室に関して必要な事項は別に定める。

2 本規則の改廃は機構長の発議により、大学院医学研究科委員会の議を経て行う。

附 則

この規則は、平成17年4月1日より施行する。

大阪医科大学研究機構 研究支援部門 高度安全実験室細則

(目的)

第1条 この細則は、大阪医科大学研究機構に設置された高度安全実験室（以下「本実験室」という。）の管理・運営について定めることを目的とする。

(高度安全実験系)

第2条 研究機構は本実験室を管理運営するために、研究支援部門に高度安全実験系（以下、「本系」という。）を置く。

(管理責任者)

第3条 高度安全実験系にバイオセーフティの専門家である執行責任者を置く。

- 2 本系の執行責任者はしかるべき機関において認証された者でなければならない。
- 3 高度安全実験系執行責任者は利用者の会の議長となり、本実験室の使用ルールを策定し、関連する規程とともに、利用者会にて利用者に周知徹底させなければならない。
- 4 その他執行責任者に関する事項は法令等ならびに研究機構の規程・規則等の定められたとおりとする。

(利用者の承認)

第4条 研究機構長は、研究支援部門を使用する資格のある者のうち、以下の各号に適合するものに本実験室の利用を承認する。

- (1) 微生物学の専門家
- (2) バイオメディカルサイエンス研究会認定初級取扱技術者
- (3) 同主任取扱技術者
- (4) 研究機構が実施したバイオセーフティ講習会を受講した者
- (5) 研究機構長が当該執行責任者の意見を聞いて、バイオセーフティに関する知識・技術において上記各号と同等以上であると認めた者

(実験の中止および利用の停止)

第5条 研究機構長は、利用者が研究機構諸規程に基づく定め違反する場合、執行責任者の指示に従わない場合、その他本実験室の運営に重大な支障を生じさせるおそれのある場合は、直ちに実験を中止させ、本実験室の利用を停止させることができる。

(利用者の遵守義務)

第6条 利用者は別に定める「大学等における研究用微生物安全管理マニュアル(案)」(学術審議会特定研究領域推進分科会バイオサイエンス部会)を遵守しなければならない。

(実験の承認・申請・変更・報告)

第7条 本実験室を利用しようとする者は、利用願および大阪医科大学遺伝子組換え実験安全委員会等で承認を受けた実験計画書等を研究機構に提出しなければならない。

- 2 研究機構長は利用願を利用者会に付議し、利用期間等の調整を行った上で利用者に対して利用許可を与える。
- 3 研究機構長は高度安全実験委員会の承認を受けた実験以外の課題のために本実験室を利用させては

規程関係

ならない。

- 4 前項の利用許可を受けたものは、利用願の内容に変更を生じた場合、直ちに研究機構に変更内容を届け出て、研究機構長の許可を受けなければならない。
- 5 研究機構長は、前項の変更内容が、バイオセーフティレベルの変更など実験内容の大きな変更であると認めるときは、実験計画書の再提出を求めなければならない。
- 6 利用者は、利用許可期間が満了したとき、または期間中に利用を中止したときは、利用報告書を研究機構に提出しなければならない。

(利用者会)

第8条 高度安全実験系利用者会は本実験室の利用を承認された者、および利用しようとする者によって構成する。

- 2 利用者会は研究機構長から付議された実験室利用願に関し、実験室の利用期間などを調整し、研究機構長に答申する。
- 3 その他、利用者会に関する事項は法令等および研究機構規程等の定めによる。

(バイオセーフティ講習会)

第9条 研究機構は研究支援部門の利用資格者に対し、バイオセーフティ実験室の適切な使用を指導するバイオセーフティ講習会を主催する。

- 2 バイオセーフティ講習会の実務は高度安全実験系執行責任者が行う。

(補 則)

第10条 この細則に定めるものの他、本実験室の具体的な使用ルール等は、利用者会の議を経て執行責任者が定める。

- 2 この細則の改廃は機構長の発議により、大学院医学研究科委員会の議を経て行う。

附 則

- 1 この細則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この改正に伴い、平成17年4月1日をもって、大阪医科大学バイオセーフティ委員会規程および大阪医科大学バイオハザード実験室利用規程を廃止する。

規程改正

規程が次のとおり改正されました。

学校法人大阪医科大学寄附行為（変更部分を含み、全文掲載）

第1章 総則

（名称）

第1条 この法人は、学校法人大阪医科大学と称する。

（事務所）

第2条 この法人は、事務所を大阪府高槻市大学町2番7号に置く。

第2章 目的及び事業

（目的）

第3条 この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、医科大学その他の教育施設を設置し、国際的視野に立った教育・研究及び良質な医療の実践をとおして人類の福祉と文化の発展に貢献する人材を育成することを目的とする。

（設置する学校）

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。

- (1) 大阪医科大学 大学院 医学研究科
医学部 医学科
- (2) 大阪医科大学附属看護専門学校 看護専門課程

第3章 役員及び理事会

（役員）

第5条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 7名以上11名以内
 - (2) 監事 2名以上3名以内
- 2 理事のうち1名を理事長とし、理事総数の過半数の議決により選任する。理事長の職を解任するときも、同様とする。
- 3 理事（理事長を除く。）のうち1名を常務理事とすることができる。常務理事は理事総数の過半数の議決により選任する。常務理事の職を解任するときも、同様とする。

（理事の選任）

第6条 理事は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 学長
 - (2) 評議員のうちから評議員会において選任した者 2名
 - (3) 学識経験者のうち理事会において選任した者 4名以上8名以内
- 2 前項第1号及び第2号の理事は、学長又は評議員の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。

規程関係

(監事の選任)

第7条 監事は、この法人の理事、職員（学長、教員その他の職員を含む。以下同じ。）又は評議員以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。

2 監事は互選をもって1名の常任監事を定め常時監査することができる。

(役員任期)

第8条 役員（第6条第1項第1号に掲げる理事を除く。以下この条において同じ。）の任期は、4年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

3 役員は、任期満了時に理事総数が寄附行為に定める最小人数に満たなくなる場合は、任期満了の後でも、後任の役員が選任されるまでは、なお、その職務を行う。

(役員補充)

第9条 理事又は監事のうち、その定数の5分の1をこえるものが欠けたときは、一月以内に補充しなければならない。

(役員解任及び退任)

第10条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事総数の4分の3以上出席した理事会において、理事総数の4分の3以上の議決及び評議員会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 法令の規定又はこの寄附行為に著しく違反したとき
- (2) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき
- (3) 職務上の義務に著しく違反したとき
- (4) 役員たるにふさわしくない重大な非行があったとき

2 役員は次の事由によって退任する。

- (1) 任期の満了
- (2) 辞任
- (3) 学校教育法第9条各号に掲げる事由に該当するに至ったとき

(理事長の職務)

第11条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

(理事の代表権の制限)

第12条 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

(理事長職務の代理者)

第13条 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、常務理事が置かれている場合は常務理事が、常務理事が置かれていない場合は理事会があらかじめ指名した理事が、その職務を代理し、又はその職務を行う。

2 常務理事に事故あるときは、あらかじめ理事会において指名された理事が、その職務を代理し、又はその職務を行う。

（監事の職務）

第14条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

- （1） この法人の業務を監査すること。
- （2） この法人の財産の状況を監査すること。
- （3） この法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後二月以内に理事会及び評議員会に提出すること。
- （4） 第1号又は第2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを文部科学大臣に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。
- （5） 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して評議員会の招集を請求すること。
- （6） この法人の業務又は財産の状況について、理事会に出席して意見を述べること。

（理事会）

第15条 この法人に理事をもって組織する理事会を置く。

- 2 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。
- 3 理事会は、理事長が招集する。
- 4 理事長は、理事総数の3分の2以上の理事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から7日以内に、これを招集しなければならない。
- 5 理事会を招集するには、各理事に対して、会議開催の日時及び場所並びに会議に付議すべき事項を書面により通知しなければならない。
- 6 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。
- 7 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。
- 8 理事長が第4項の規定による招集をしない場合には、招集を請求した理事全員が連名で理事会を招集することができる。この場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。
- 9 理事会は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事総数の過半数の理事が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。ただし、第12項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。
- 10 前項の場合において、理事会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 11 理事会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 12 理事会の決議について、直接の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

（業務の決定の委任）

第16条 法令及びこの寄附行為の規定により評議員会に付議しなければならない事項その他この法人の業務に関する重要事項以外の決定であって、あらかじめ理事会において定めたものについては、理事会において指名した理事に委任することができる。

（議事録）

第17条 議長は、理事会の開催の日時及び場所並びに議決事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。

規程関係

- 2 議事録には、別に定める議事録作成要領により選出された署名委員が署名押印し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。

第4章 評議員会及び評議員

(評議員会)

第18条 この法人に、評議員会を置く。

- 2 評議員会は、23名以上26名以内の評議員をもって組織する。
- 3 評議員会は、理事長が招集する。
- 4 理事長は、評議員総数の3分の1以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、これを招集しなければならない。
- 5 評議員会を招集するには、各評議員に対して、会議開催の日時及び場所並びに会議に付議すべき事項を、書面により通知しなければならない。
- 6 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。
- 7 評議員会に議長を置き、議長は、評議員のうちから評議員会において選任する。
- 8 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その会議を開き、議決をすることができない。
- 9 前項の場合において、評議員会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 10 評議員会の議事は、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 11 議長は、評議員として議決に加わることができない。

(議事録)

第19条 第17条の規定は、評議員会の議事録について準用する。

(諮問事項)

第20条 次の各号に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ評議員会の意見を聞かなければならない。

- (1) 予算、借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分
- (2) 事業計画
- (3) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- (4) 寄附行為の変更
- (5) 合併
- (6) 目的たる事業の成功の不能による解散
- (7) 寄附金品の募集に関する事項
- (8) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

(評議員会の意見具申等)

第21条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

(評議員の選任)

第22条 評議員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 理事長
 - (2) 学長
 - (3) この法人の職員で理事会において選任した者 7名以上8名以内
 - (4) この法人の設置する学校(この法人の前身者が設置した学校を含む。)を卒業した者で年齢25年以上のものの中から、理事会において選任した者 7名以上8名以内
 - (5) 学識経験者の中から、理事会において選任した者 7名以上8名以内
- 2 前項第1号、第2号及び第3号の評議員は、理事長、学長又はこの法人の職員の地位を退いたときは評議員の職を失うものとする。

(任期)

第23条 評議員の任期は、4年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 評議員は、再任されることができる。

(評議員の解任及び退任)

第24条 評議員が次の各号の一に該当するに至ったときは、評議員総数の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に耐えないとき
- (2) 評議員たるにふさわしくない重大な非行があったとき

2 評議員は次の事由によって退任する。

- (1) 任期の満了
- (2) 辞任

第5章 資産及び会計

(資産)

第25条 この法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

(資産の区分)

第26条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産とする。

- 2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入された財産とする。
- 3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入された財産とする。
- 4 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産、運用財産に編入する。

(基本財産の処分の制限)

第27条 基本財産は、これを処分してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、その一部に限り処分することができる。

規程関係

（積立金の保管）

第28条 基本財産及び運用財産中の積立金は、確実な有価証券を購入し、又は確実な信託銀行に信託し、又は確実な銀行に定期預金とし、若しくは定額郵便貯金として理事長が保管する。

（経費の支弁）

第29条 この法人の設置する学校の経営に要する費用は、基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実、授業料等学納金収入、検定料収入、病院収入、寄附金収入その他の運用財産をもって支弁する。

（会計）

第30条 この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。

（予算及び事業計画）

第31条 この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

（予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄）

第32条 予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決がなければならない。借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）についても、同様とする。

（決算及び事業実績の報告）

第33条 この法人の決算は、毎会計年度終了後二月以内に作成し、監事の意見を求めるものとする。

2 理事長は、毎会計年度終了後二月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めるものとする。

（財産目録等の備付け及び閲覧）

第34条 この法人は、毎会計年度終了後二月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書を作成しなければならない。

2 この法人は、前項の書類及び第14条第3号の監査報告書を事務所に備えて置き、この法人の設置する私立学校に在学する者その他の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

（資産総額の変更登記）

第35条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後二月以内に登記しなければならない。

（会計年度）

第36条 この法人の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終るものとする。

第6章 解散及び合併

(解散)

第37条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

- (1) 理事会における理事総数の3分の2以上の議決及び評議員会の議決
- (2) この法人の目的たる事業の成功の不能となった場合で、理事会における出席した理事の3分の2以上の議決
- (3) 合併
- (4) 破産
- (5) 文部科学大臣の解散命令

2 前項第1号に掲げる事由による解散にあつては文部科学大臣の認可を、同項第2号に掲げる事由による解散にあつては文部科学大臣の認定を受けなければならない。

(残余財産の帰属者)

第38条 この法人が解散した場合（合併又は破産によって解散した場合を除く。）における残余財産は、解散のときにおける理事会において出席した理事の3分の2以上の議決により選定した学校法人又は教育の事業を行う公益法人に帰属する。

(合併)

第39条 この法人が合併しようとするときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て文部科学大臣の認可を受けなければならない。

第7章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

第40条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

2 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣に届け出なければならない。

第8章 補則

(書類及び帳簿の備付)

第41条 この法人は、第34条第2項の書類のほか、次の各号に掲げる書類及び帳簿を、常に事務所に備えて置かなければならない。

- (1) 寄附行為
- (2) 役員及び評議員の名簿及び履歴書
- (3) 収入及び支出に関する帳簿及び証拠書類
- (4) その他必要な書類及び帳簿

(公告の方法)

第42条 この法人の公告は、大阪医科大学の掲示場に掲示して行う。

(施行細則)

第43条 この寄附行為の施行についての細則その他この法人及びこの法人の設置する学校の管理及び運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

規程関係

附 則

- 1 この寄附行為は文部科学大臣の認可を受けて組織変更の登記をした日から施行する。
- 2 この法人は第4条に掲げる学校のほか、当分の間、学校教育法第98条の規定による大阪医科大学（予科を含む。）及び大阪高等医学専門学校並びに大阪医科大学附属病院助産婦看護婦学校を存置する。
- 3 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事（理事長）	藤 堂 献 三
理 事	松 本 信 一
同	井 上 周
同	広 瀬 藤 介
同	前 田 鼎
同	大 村 得 三
同	西 沢 義 人
同	原 亨
同	小 林 米 三
監 事	和 田 豊 種
同	内 野 仙 治
同	和 田 薫

- 4 前項の役員は、この寄附行為認可後すみやかに役員が選任される迄第6条及第7条の規にかかわらずこの法人の役員となる。

附 則

- 1 この寄附行為は、文部科学大臣の認可（平成6年4月19日）を得て、平成6年6月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、この寄附行為の規定による評議員（第22条第1項第1号及び第2号の評議員を除く。以下同じ。）の選任は、平成6年5月31日までにを行うことができる。
- 3 平成6年5月31日現在在任する評議員は、同日をもって、その任期が満了するものとする。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可（平成8年4月1日）を得て、平成8年4月1日から施行する。

附 則

平成17年3月8日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成17年4月1日から施行する。ただし、現に理事及び評議員である者の任期はなお従前の任期とし、その補欠の理事及び評議員の任期も前任者の残任期間とする。また、その任期満了までの間は第5条及び第18条に定める理事及び評議員の数にかかわらず、在任者の数による。

学校法人大阪医科大学寄附行為細則（変更部分を含み、全文掲載）

学校法人大阪医科大学寄附行為（以下「寄附行為」という。）第43条の規定にもとづき、寄附行為細則を次のとおり定める。

第1条 寄附行為第22条に規定する理事会による評議員の選任は、次のとおりとする。

- (1) 第1項第3号に規定する評議員
 病院長、図書館長、学生部長、看護専門学校長はその在任期間中評議員となり、法人の部長職位者の中から理事長が推薦した職員2名以内及び学長から推薦されたその他の職員について、理事会において選任する。
- (2) 第1項第4号に規定する評議員
 卒業生を構成員とする会の代表者から推薦された者について、理事会において選任する。
- (3) 第1項第5号に規定する評議員
 評議員会の意見を聞いて、理事会において選任する。

附 則

この寄附行為細則は、平成6年6月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成11年7月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成16年4月1日から施行する。
 ただし、現に評議員の職にある者の任期は、寄附行為第14条第2項及び第16条の定めるところによる。

附 則

この改正は、平成17年4月1日から施行する。

大阪医科大学学則（関係条文新旧対照表）

新	旧
<p>第3章 教育課程及び履修等 （教育課程及び履修方法） 第18条 学生が履修すべき授業科目、単位数及び年次配当は、別表1のとおりとする。 2 臨床教育の実習を履修するに当たっては、実習を受けるに必要な総合的な学力を認定するための統合的な試験を受け、認定を受けなければならない。</p>	<p>第3章 教育課程及び履修等 （教育課程及び履修方法） 第18条 学生が履修すべき授業科目、単位数及び年次配当は、別表1のとおりとする。 2 臨床教育の実習に関する授業科目を履修するに当たっては、実習を受けるに必要な総合的な学力を認定するための臨床実習前試験を受け、認定を受けなければならない。</p>
<p>附 則 この改正は、平成17年4月1日から施行する。</p>	

別表1は次頁（P26）参照

学校法人大阪医科大学事務組織新旧対照表（関係条文新旧対照表）

新	旧
<p>(組 織)</p> <p>第2条 前条の事務を行うため、次の部、課等を置く。</p> <p style="padding-left: 40px;">法人監査室</p> <p style="padding-left: 40px;">総合企画部</p> <p style="padding-left: 40px;">総務部</p> <p style="padding-left: 80px;">総務課</p> <p style="padding-left: 80px;">人事課</p> <p style="padding-left: 80px;">研究協力課</p> <p style="padding-left: 40px;">財務部</p> <p style="padding-left: 80px;">財務課</p> <p style="padding-left: 80px;">管財用度課</p> <p style="padding-left: 40px;">教 学 部</p> <p style="padding-left: 80px;">学 務 課</p> <p style="padding-left: 80px;">教育センター課</p> <p style="padding-left: 40px;">入院試課</p> <p style="padding-left: 40px;">病院企画室</p> <p style="padding-left: 40px;">病院事務部</p> <p style="padding-left: 80px;">病院サービス課</p> <p style="padding-left: 80px;">医 事 課</p> <p style="padding-left: 80px;">施 設 課</p> <p style="padding-left: 80px;">薬 剤 課</p> <p style="padding-left: 40px;">病院薬剤部</p> <p style="padding-left: 40px;">病院看護部</p> <p style="padding-left: 40px;">栄 養 部</p> <p style="padding-left: 80px;">栄 養 課</p> <p style="padding-left: 40px;">病院医療情報部</p> <p style="padding-left: 40px;">病院医療相談部</p> <p style="padding-left: 40px;">医療安全対策室</p> <p style="padding-left: 40px;">診療情報管理室</p> <p style="padding-left: 40px;">物流センター</p> <p style="padding-left: 40px;">図 書 館</p> <p style="padding-left: 80px;">図 書 館 課</p> <p style="padding-left: 40px;">附属看護専門学校</p> <p>これ以外に法人は、必要に応じ臨時の部課等を置くことがある。</p>	<p>(組 織)</p> <p>第2条 前条の事務を行うため、次の部、課等を置く。</p> <p style="padding-left: 40px;">法人企画室</p> <p style="padding-left: 40px;">法人監査室</p> <p style="padding-left: 40px;">物流センター</p> <p style="padding-left: 40px;">総務部</p> <p style="padding-left: 80px;">総務課</p> <p style="padding-left: 80px;">人事課</p> <p style="padding-left: 80px;">研究協力課</p> <p style="padding-left: 40px;">財務部</p> <p style="padding-left: 80px;">財務課</p> <p style="padding-left: 80px;">管財用度課</p> <p style="padding-left: 40px;">教 学 部</p> <p style="padding-left: 80px;">学 務 課</p> <p style="padding-left: 80px;">教育センター課</p> <p style="padding-left: 40px;">病院事務部</p> <p style="padding-left: 80px;">病院サービス課</p> <p style="padding-left: 80px;">医 事 課</p> <p style="padding-left: 80px;">施 設 課</p> <p style="padding-left: 80px;">薬 剤 課</p> <p style="padding-left: 40px;">病院薬剤部</p> <p style="padding-left: 40px;">病院看護部</p> <p style="padding-left: 40px;">栄 養 部</p> <p style="padding-left: 80px;">栄 養 課</p> <p style="padding-left: 40px;">病院医療情報部</p> <p style="padding-left: 40px;">病院医療相談部</p> <p style="padding-left: 40px;">医療安全対策室</p> <p style="padding-left: 40px;">診療情報管理室</p> <p style="padding-left: 40px;">図 書 館</p> <p style="padding-left: 80px;">図 書 館 課</p> <p style="padding-left: 40px;">附属看護専門学校</p> <p>これ以外に法人は、必要に応じ臨時の部課等を置くことがある。</p>
<p>(分掌事務)</p> <p>第5条 各部課等においては、次の事務を所掌する。</p> <p style="padding-left: 40px;">総合企画部</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 法人の事業計画案の立案、作成に関すること。 2 法人の組織及び職制の改善計画の計画立案に関すること。 3 法人の管理運営等に係る調査に関すること。 4 法人の経営計画の管理遂行に関する 	<p>(分掌事務)</p> <p>第5条 各部課等においては、次の事務を所掌する。</p> <p style="padding-left: 40px;">法人企画室</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 法人の事業計画案の立案、作成に関すること。 2 法人の組織及び職制の改善計画の計画立案に関すること。 3 法人の管理運営等に係る調査に関すること。 4 法人の経営計画の管理遂行に関する

規程関係

新	旧
<p>こと。</p> <p><u>5 法人の広報に係る総括管理に関する</u> <u>こと。</u></p> <p><u>6 各種情報収集に関する</u> <u>こと。</u></p> <p><u>7 法人の関連会社の管理・運営に</u> <u>関すること。</u></p> <p><u>8 その他、法人の企画・調整に係る</u> <u>事務に関する</u>こと。</p> <p>総務部 総務課</p> <p>1 理事会及び評議員会の事務に関する こと。</p> <p>2 役員の秘書業務に関すること。</p> <p>3 理事長、常務理事、学長等の印章の 管理に関すること。</p> <p>4 官公署等に対する届、諸報告及び手 続に関すること。</p> <p>5 規則・規程等の制定、改廃の手続に 関すること。</p> <p>6 法人を当事者とする訴訟に関するこ と。</p> <p>7 文書に関すること。</p> <p>8 叙位叙勲事務に関すること。</p> <p>9 郵便物及び宅配物の受取、発信に 関すること。</p> <p>10 郵券等の管理に関すること。</p> <p>11 学内の保安警備に関すること。</p> <p>12 警備委託会社の管理に関すること。</p> <p>13 大学及び病院内の駐車、駐輪場の 管理に関すること。</p> <p>14 大学の用務業務に関すること。</p> <p>15 大学の会議室等の管理、使用に 関すること。</p> <p>16 総務的事項に係る各種委員会の 事務に関すること。</p> <p>17 その他、他課に属さない総務的 事項に関すること。</p> <p>教 学 部 学 務 課</p> <p>1 医学部、大学院学則等関連する諸規</p>	<p>こと。</p> <p><u>5 法人の関連会社の管理・運営に</u> <u>関すること。</u></p> <p><u>6 その他、法人の企画・調整に係る</u> <u>事務に関する</u>こと。</p> <p>総務部 総務課</p> <p>1 理事会及び評議員会の事務に関する こと。</p> <p>2 役員の秘書業務に関すること。</p> <p>3 理事長、常務理事、学長等の印章の 管理に関すること。</p> <p>4 官公署等に対する届、諸報告及び手 続に関すること。</p> <p>5 規則・規程等の制定、改廃の手続に 関すること。</p> <p>6 法人を当事者とする訴訟に関するこ と。</p> <p>7 文書に関すること。</p> <p>8 叙位叙勲事務に関すること。</p> <p>9 郵便物及び宅配物の受取、発信に 関すること。</p> <p>10 郵券等の管理に関すること。</p> <p>11 <u>大学の広報に関する</u>こと。</p> <p>12 学内の保安警備に関すること。</p> <p>13 警備委託会社の管理に関すること。</p> <p>14 大学及び病院内の駐車、駐輪場の 管理に関すること。</p> <p>15 大学の用務業務に関すること。</p> <p>16 大学の会議室等の管理、使用に 関すること。</p> <p>17 総務的事項に係る各種委員会の 事務に関すること。</p> <p>18 その他、他課に属さない総務的 事項に関すること。</p> <p>教 学 部 学 務 課</p> <p>1 医学部、大学院学則等関連する諸規</p>

新	旧
<p>程に関する事。</p> <p>2 学生部長の印章の管理に関する事。</p> <p>3 医学部学生、大学院学生の事務に関する事。</p> <p>4 学位記事務に関する事。</p> <p>5 進級、卒業及び退学等の事務に関する事。</p> <p>6 学生関係原簿の整理・保管に関する事。</p> <p>7 奨学金の貸与に関する事。</p> <p>8 研究生、聴講生、外国人留学生に関する事。</p> <p>9 学生の厚生補導、福利厚生に関する事。</p> <p>10 教育施設、器材の管理に関する事。</p> <p>11 教授会その他の教学関係会議及び各種委員会の事務に関する事。</p> <p>12 公開講座に関する事。</p> <p>13 解剖用遺体及びさつき会、慰霊祭の事務に関する事。</p> <p>14 病理解剖の事務に関する事。</p> <p>15 卒業生との連絡事務に関する事。</p> <p>16 PA会(保護者会)の事務に関する事。</p> <p>17 さわらぎキャンパス及び北西キャンパスの教育施設の運用に関する事。</p> <p>18 その他、学生に係る事務全般に関する事。</p>	<p>程に関する事。</p> <p>2 学生部長の印章の管理に関する事。</p> <p>3 医学部学生、大学院学生の事務に関する事。</p> <p>4 学位記事務に関する事。</p> <p>5 <u>入学</u>、進級、卒業及び退学等の事務に関する事。</p> <p>6 学生関係原簿の整理・保管に関する事。</p> <p>7 奨学金の貸与に関する事。</p> <p>8 研究生、聴講生、外国人留学生に関する事。</p> <p>9 学生の厚生補導、福利厚生に関する事。</p> <p>10 教育施設、器材の管理に関する事。</p> <p>11 教授会その他の教学関係会議及び各種委員会の事務に関する事。</p> <p>12 公開講座に関する事。</p> <p>13 解剖用遺体及びさつき会、慰霊祭の事務に関する事。</p> <p>14 病理解剖の事務に関する事。</p> <p>15 卒業生との連絡事務に関する事。</p> <p>16 PA会(保護者会)の事務に関する事。</p> <p>17 さわらぎキャンパス及び北西キャンパスの教育施設の運用に関する事。</p> <p>18 その他、学生に係る事務全般に関する事。</p>
<p>教育センター課</p> <p>1 カリキュラム編成、授業の事務に関する事。</p> <p>2 各種試験の事務に関する事。</p> <p>3 学生関係資料の整理・保管に関する事。</p> <p>4 ファカルティ・ディベロップメント(FD)の事務に関する事。</p> <p>5 <u>教育関連研修及び教員・学生の国際交流</u>の事務に関する事。</p> <p>6 教育関連情報の収集に関する事。</p> <p>7 教育関連の広報に関する事。</p> <p>8 教育センターに係る各種委員会の事務に関する事。</p> <p>9 その他、教育センターに係る事務全</p>	<p>教育センター課</p> <p>1 カリキュラム編成、授業の事務に関する事。</p> <p>2 各種試験の事務に関する事。</p> <p>3 学生関係資料の整理・保管に関する事。</p> <p>4 ファカルティ・ディベロップメント(FD)の事務に関する事。</p> <p>5 教育関連研修<u>等</u>の事務に関する事。</p> <p>6 教育関連情報の収集に関する事。</p> <p>7 教育関連の広報に関する事。</p> <p>8 教育センターに係る各種委員会の事務に関する事。</p> <p>9 その他、教育センターに係る事務全</p>

規程関係

新	旧
<p>般に関すること。</p> <p>入 試 課</p> <p><u>1 医学部、大学院の入学試験に関する</u> <u>こと。</u></p> <p><u>2 大学入試センター試験に関する</u> <u>こと。</u></p> <p><u>3 その他、入学試験に係る事務全般に</u> <u>関すること。</u></p> <p>病院企画室</p> <p><u>1 病院の事業計画案の立案、作成に関</u> <u>すること。</u></p> <p><u>2 病院の管理運営等に係る情報の収</u> <u>集、調査に関する</u> <u>こと。</u></p> <p><u>3 病院の運営計画の遂行に関する</u> <u>こと。</u></p> <p><u>4 その他、病院に係る企画・調整に関</u> <u>すること。</u></p> <p>病院事務部</p> <p>病院サービス課</p> <p>1 病院長、病院等の印章の管理に関す ること。</p> <p>2 病院の人事及び労務事務に関するこ と。</p> <p>3 病院のサービス及び管理運営に係る 事務に関するこ と。</p> <p>4 病院長の秘書業務に関するこ と。</p> <p>5 病院の官公署等に対する届、諸報告 及び手続に関するこ と。</p> <p>6 病院内の文書に関するこ と。</p> <p>7 郵便物及び宅配物の受理、発信に関 すること。</p> <p>8 郵券等の管理に関するこ と。</p> <p>9 患者等を対象とする公開講座に関す ること。</p> <p><u>10 災害対策に係る事務に関する</u> <u>こと。</u></p> <p>11 病院用務業務に関するこ と。</p> <p>12 病院内会議室等の管理、使用に関す ること。</p> <p>13 病院の管理運営に係る各種委員会の 事務に関するこ と。</p> <p>14 病院の他課に属さない庶務的事項に 関すること。</p>	<p>般に関すること。</p> <p>病院事務部</p> <p>病院サービス課</p> <p>1 病院長、病院等の印章の管理に関す ること。</p> <p>2 病院の人事及び労務事務に関するこ と。</p> <p>3 病院のサービス及び管理運営に係る 事務に関するこ と。</p> <p>4 病院長の秘書業務に関するこ と。</p> <p>5 病院の官公署等に対する届、諸報告 及び手続に関するこ と。</p> <p>6 病院内の文書に関するこ と。</p> <p>7 郵便物及び宅配物の受理、発信に関 すること。</p> <p>8 郵券等の管理に関するこ と。</p> <p>9 患者等を対象とする公開講座に関す ること。</p> <p><u>10 臨床研修医の事務に関する</u> <u>こと。</u></p> <p><u>11 院内感染対策の事務に関する</u> <u>こと。</u></p> <p>12 病院用務業務に関するこ と。</p> <p>13 病院内会議室等の管理、使用に関す ること。</p> <p>14 病院の管理運営に係る各種委員会の 事務に関するこ と。</p> <p>15 病院の他課に属さない庶務的事項に 関すること。</p>

新	旧
<p>附 則 この改正は、平成17年4月1日から施行する。</p>	

学校法人大阪医科大学服務規程（関係条文新旧対照表）

新	旧
<p>（禁止事項） 第3条 職員は、次の各号の一に該当する行為をしてはならない。 (1) 本学の信用、名誉または品位を失墜させるおそれのある行為を行うこと (2) 本学の内外を問わず刑法に触れ、もしくは社会的に非難されるような行為を行うこと (3) 本学の名義または自己の本学における地位を、私の利益のために利用すること (4) 職務上知り得た秘密及び個人情報を漏らし、または本学の不利益となるおそれのある事実を他に告げること (5) 業務に関して不当な金品の借用、授受、贈与等を行うこと (6) 本学内において宗教及び政治活動を行うこと (7) 許可なく本学内において文書の配布、貼付、掲示、署名等を行うこと (8) 本学内において業務に関係ない集会、演説、放送等を行うこと (9) 職場での性的な言動によって他人に不快な思いをさせることや、職場の環境を悪くすること (10) むやみに異性の身体に接触したりするなど、職務中に他の職員の業務に支障を与えるような性的な行為をしかけること (11) 職責を利用して交際を強要したり、性的関係を強要すること (12) その他、前各号に類するような不都合な行為を行うこと</p>	<p>（禁止事項） 第3条 職員は、次の各号の一に該当する行為をしてはならない。 (1) 本学の信用、名誉または品位を失墜させるおそれのある行為を行うこと (2) 本学の内外を問わず刑法に触れ、もしくは社会的に非難されるような行為を行うこと (3) 本学の名義または自己の本学における地位を、私の利益のために利用すること (4) 職務上知り得た秘密を漏らし、または本学の不利益となるおそれのある事実を他に告げること (5) 業務に関して不当な金品の借用、授受、贈与等を行うこと (6) 本学内において宗教及び政治活動を行うこと (7) 許可なく本学内において文書の配布、貼付、掲示、署名等を行うこと (8) 本学内において業務に関係ない集会、演説、放送等を行うこと (9) 職場での性的な言動によって他人に不快な思いをさせることや、職場の環境を悪くすること (10) むやみに異性の身体に接触したりするなど、職務中に他の職員の業務に支障を与えるような性的な行為をしかけること (11) 職責を利用して交際を強要したり、性的関係を強要すること (12) その他、前各号に類するような不都合な行為を行うこと</p>
<p>附 則 この改正は、平成17年4月1日から施行する。</p>	

規程関係

学校法人大阪医科大学賞罰規程（関係条文新旧対照表）

新	旧
<p>(懲戒解雇)</p> <p>第10条 職員が次の各号の一に該当する場合は、懲戒解雇に処する。ただし、平素の服務態度、勤務状況その他情状により出勤停止にとどめることがある。</p> <p>(1) 無断欠勤連続14日以上におよんだとき</p> <p>(2) 業務怠慢、故意または重大な過失のいずれかにより本学に重大な損害を与え、もしくは重大な災害事故を発生させたとき</p> <p>(3) 人事異動命令に正当な理由なく服さないとき</p> <p>(4) 他の職員に対して悪質な暴行脅迫を行ったとき</p> <p>(5) 故意または重大な過失により業務上の秘密、個人情報を洩らし本学に重大な損害をおよぼしたとき</p> <p>(6) 本学の承認なく在籍のまま他に就職したとき</p> <p>(7) 本学の経営に関する事項を故意に歪曲して流布宣伝し、本学業務に重大な悪影響をおよぼしたとき</p> <p>(8) 不正に本学の金品を持ち出したとき</p> <p>(9) 業務上の地位を利用して不当な私利を得たとき</p> <p>(10) 禁固以上の刑（執行猶予の言渡しがあつた場合を含む）に処せられたとき</p> <p>(11) 第7条、第8条に該当し情状最も悪質なとき</p> <p>(12) 職場でセクシュアルハラスメントとなる行為を行い、本学内の秩序や風紀を乱したとき</p> <p>(13) その他、前各号に準ずる行為のあつたとき</p>	<p>(懲戒解雇)</p> <p>第10条 職員が次の各号の一に該当する場合は、懲戒解雇に処する。ただし、平素の服務態度、勤務状況その他情状により出勤停止にとどめることがある。</p> <p>(1) 無断欠勤連続14日以上におよんだとき</p> <p>(2) 業務怠慢、故意または重大な過失のいずれかにより本学に重大な損害を与え、もしくは重大な災害事故を発生させたとき</p> <p>(3) 人事異動命令に正当な理由なく服さないとき</p> <p>(4) 他の職員に対して悪質な暴行脅迫を行ったとき</p> <p>(5) 故意または重大な過失により業務上の秘密を洩らしたとき</p> <p>(6) 本学の承認なく在籍のまま他に就職したとき</p> <p>(7) 本学の経営に関する事項を故意に歪曲して流布宣伝し、本学業務に重大な悪影響をおよぼしたとき</p> <p>(8) 不正に本学の金品を持ち出したとき</p> <p>(9) 業務上の地位を利用して不当な私利を得たとき</p> <p>(10) 禁固以上の刑（執行猶予の言渡しがあつた場合を含む）に処せられたとき</p> <p>(11) 第7条、第8条に該当し情状最も悪質なとき</p> <p>(12) 職場でセクシュアルハラスメントとなる行為を行い、本学内の秩序や風紀を乱したとき</p> <p>(13) その他、前各号に準ずる行為のあつたとき</p>
<p>附 則</p> <p><u>この改正は、平成17年4月1日から施行する。</u></p>	

大阪医科大学研究機構規程（関係条文新旧対照表）

新	旧
<p>（設置および使命）</p> <p>第1条 大阪医科大学（以下「本学」という。）は医学の教育研究の推進を使命とする大阪医科大学研究機構（以下「機構」という。）を設置する。</p> <p>2 大阪医科大学大学院は機構を共用する。</p>	<p>（設置および目的）</p> <p>第1条 大阪医科大学（以下「本学」という。）は医学の教育研究の推進を図るため大阪医科大学研究機構（以下「機構」という。）を設置する。</p> <p>2 大阪医科大学大学院は機構を共用する。</p>
<p>（構成）</p> <p>第2条 機構は教育研究拠点としての「共同研究部門」と各種研究を支援するための「研究支援部門」をもって構成する。</p> <p>2 各々の部門は機構長の指揮監督のもとに副機構長が統括する。</p> <p>3 共同研究部門は学長あるいは大学院医学研究科長が認めた若干数の共同研究プロジェクト（センターと称することができる）を遂行する。</p> <p>（1）各プロジェクト（センター）に執行責任者（センター長）を置く。</p> <p>（2）その他共同研究部門に関する事項は別に定める。</p> <p>4 研究支援部門には必要に応じて系・室を置き、共同研究部門をはじめ本学および本学大学院における研究を支援する。</p> <p>（1）各系・室に執行責任者を置く。</p> <p>（2）研究支援部門の利用に関する事項は別に定める。</p>	<p>（構成）</p> <p>第2条 機構は教育研究拠点としての「共同研究部門」と各種研究を支援するための「研究支援部門」をもって構成する。</p> <p>2 各々の部門は機構長の指揮監督のもとに副機構長が統括する。</p> <p>3 共同研究部門は学長あるいは大学院医学研究科長が認めた若干数の共同研究プロジェクトを遂行する。</p> <p>（1）各プロジェクトに執行責任者を置く。</p> <p>（2）その他共同研究部門に関する事項は別に定める。</p> <p>4 研究支援部門には必要に応じて系・室を置き、共同研究部門をはじめ本学および本学大学院における研究を支援する。</p> <p>（1）各系・室に執行責任者を置く。</p> <p>（2）研究支援部門の利用に関する事項は別に定める。</p>
<p>（機構長、職員等）</p> <p>第3条 機構に次の教員および職員を置く。</p> <p>（1）機構長</p> <p>（2）副機構長（部門長）2名</p> <p>（3）執行責任者（専任/兼任）</p> <p>（4）その他必要な教員および職員（教員、技術職員および用務職員等）</p> <p>2 機構長は学長が指名する。</p> <p>3 機構長の任期は2年とし、2期を限度として重任を妨げない。ただし、任期満了の後でも、後任の機構長が指名されるまではその職務を行う。</p> <p>4 副機構長および研究支援部門各系・室等の執行責任者は機構長が指名する。</p>	<p>（機構長、職員等）</p> <p>第3条 機構に次の教員および職員を置く。</p> <p>（1）機構長</p> <p>（2）副機構長2名</p> <p>（3）執行責任者（専任/兼任）</p> <p>（4）その他必要な教員および職員（教員、技術職員および用務職員等）</p> <p>2 機構長は学長が指名する。</p> <p>3 機構長の任期は2年とし、通算2期を限度として重任・再任を妨げない。</p> <p>4 副機構長および研究支援部門各系・室等の執行責任者は機構長が指名する。</p>

規程関係

新	旧
<p>5 副機構長・任期制の教員および職員の任期は、それぞれを指名した上位の職の任期と同じとする。<u>ただし、特別なプロジェクトの執行責任者の任期はそのプロジェクトに設定された期間とする。</u></p> <p>6 機構長は学長の監督のもとに機構の業務の遂行に責任を負う。</p> <p>7 副機構長は部門長として機構長を補佐し、機構長のもとに各々の部門を統括する。</p> <p>8 その他の職員は機構長のもとに機構の業務に従事する。</p>	<p>5 その他、任期制の教員および職員の任期は、それぞれを指名した上位の職の任期と同じとする。</p> <p>6 機構長は学長の監督のもとに機構の業務の遂行に責任を負う。</p> <p>7 副機構長は機構長を補佐し、機構長のもとに各々の部門を統括する。</p> <p>8 その他の職員は機構長のもとに機構の業務に従事する。</p>
<p>(利用者会)</p> <p>第6条 機構に利用者会を置く。</p> <p>2 研究支援部門の執行責任者は管轄する系・室等の円滑な運営を図るために各系・室ごとの利用者会を必要に応じて招集しその議長となる。</p> <p>3 利用者会は各系・室に関わる機構の教員、職員および利用者をもって構成する。</p> <p>4 利用者会の活動内容等について執行責任者は担当副機構長に随時報告するとともに、執行会議において報告しなければならない。</p> <p>5 共同研究部門のプロジェクトについてはそれぞれ、利用者をプロジェクト構成員、利用者会をプロジェクト会議と読み替える。</p>	<p>(利用者会)</p> <p>第6条 機構に利用者会を置く。</p> <p>2 研究支援部門の執行責任者は管轄する系・室等の円滑な利用と教育研究活動に資するために各系・室ごとの利用者会を必要に応じて招集しその議長となる。</p> <p>3 利用者会は各系・室に関わる機構の教員、職員および利用者をもって構成する。</p> <p>4 利用者会の活動内容等について執行責任者は担当副機構長に随時報告するとともに、執行会議において報告しなければならない。</p> <p>5 共同研究部門のプロジェクトについてはそれぞれ、利用者をプロジェクト構成員、利用者会をプロジェクト会議と読み替える。</p>
<p>附 則</p> <p><u>この改正は、平成17年4月1日から施行する。</u></p>	

大阪医科大学研究機構における共同研究に関する規則（関係条文新旧対照表）

新	旧
<p>(プロジェクトの選定)</p> <p>第2条 大学院医学研究科長(以下「研究科長」という。)は申請された共同研究プロジェクトの中から任期中に達成できるものを選定し、大学院医学研究科委員会の議を経て、機構長に付託する。</p> <p>2 ここにいう共同研究とは以下のものを指す。</p> <p>(1) 学内・研究科内の複数講座・教室等が共同して行う研究</p> <p>(2) 本学の講座が学外の学術等研究施設と共同して行う研究</p> <p>(3) 産官学、官学あるいは産学が連携して行う研究</p> <p>(4) その他、機構長が推薦した研究</p> <p>3 プロジェクトの申請者は別に定める様式のプロジェクト申請書を提出し、審査を受けなければならない。</p>	<p>(プロジェクトの選定)</p> <p>第2条 大学院医学研究科長(以下「研究科長」という。)は定められた様式によって申請された共同研究プロジェクトの中から任期中に達成できるものを選定し、大学院医学研究科委員会の議を経て、機構長に付託する。</p> <p>2 ここにいう共同研究とは以下のものを指す。</p> <p>(1) 学内・研究科内の複数講座・教室等が共同して行う研究</p> <p>(2) 本学の講座が学外の学術等研究施設と共同して行う研究</p> <p>(3) 産官学、官学あるいは産学が連携して行う研究</p> <p>(4) その他、機構長が推薦した研究</p> <p>3 プロジェクトの申請者は所定の様式のプロジェクト申請書を提出し、審査を受けなければならない。</p>
<p>(プロジェクト遂行組織の構成)</p> <p>第3条 採択されたプロジェクトの申請者は自ら執行責任者となり、各講座等から選任された任期制教員(専任/兼任)あるいは任期制技術員(専任/兼任)によるプロジェクトを編成しなければならない。なお、任期終了後、専任の教員および技術員は元に復するものとする。</p> <p>2 任期制専任教員を置く場合には、その教員の所属する部署の責任者の同意を得た上で、大学院医学研究科委員会の了解を得なければならない。</p> <p>3 任期制専任技術員を置く場合には、その技術員の所属する部署の責任者の同意を得た上で、理事会の了解を得なければならない。</p> <p>4 執行責任者は定期的にプロジェクト会議(センターと称する場合にはセンター会議)を開催し、プロジェクトを円滑に推進しなければならない。</p>	<p>(プロジェクト遂行組織の構成)</p> <p>第3条 採択されたプロジェクトの申請者は自ら任期制プロジェクト長となり、各講座等から選任された任期制教員(専任/兼任)あるいは任期制技術員(専任/兼任)によるプロジェクトを編成しなければならない。なお、任期終了後、専任の各教員および技術員は元に復するものとする。</p> <p>2 任期制専任教員を置く場合には、その教員の所属する部署の責任者の同意を得た上で、大学院医学研究科委員会の了解を得なければならない。</p> <p>3 任期制専任技術員を置く場合には、その教員の所属する部署の責任者の同意を得た上で、理事会の了解を得なければならない。</p>
<p>(研究プロジェクトの資金)</p> <p>第4条 採択されたプロジェクトに関わる資金(一部公的研究費を除く。)は執行責任者自ら</p>	<p>(研究プロジェクトの資金)</p> <p>第4条 採択されたプロジェクトに関わる資金(一部公的研究費を除く。)は執行責任者自ら</p>

規程関係

新	旧
<p>が機構予算の一部として準備し、これをもってプロジェクトを遂行する。</p> <p>2 プロジェクトの資金は講座研究費等の内部資金のほか外部資金をもって充てることができる。</p> <p>3 機構長はプロジェクトが補助金の対象になるなど一定以上の評価を受け、かつ継続している場合には、その評価を<u>研究科長</u>に上申し、<u>研究科長</u>はその評価に基づいて該当プロジェクトに優遇措置を講ずるように努めなければならない。</p>	<p>が機構予算の一部として準備し、これをもってプロジェクトを遂行する。</p> <p>2 プロジェクトの資金は講座研究費等の内部資金のほか外部資金をもって充てることができる。</p> <p>3 機構長はプロジェクトが補助金の対象になるなど一定以上の評価を受け、かつ継続している場合には、その評価を<u>学長</u>に上申し、<u>学長</u>はその評価に基づいて該当プロジェクトに優遇措置を講ずるように努めなければならない。</p>
<p>附 則 この改正は平成17年4月1日から施行する。</p>	

大阪医科大学研究機構の研究支援部門における共同利用に関する規則（関係条文新旧対照表）

新	旧
<p>(目的)</p> <p>第1条 大阪医科大学研究機構規程第2条第4項の定めに従い、研究機構（以下「機構」という。）による研究支援を円滑に行うために本規則を定める。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 大阪医科大学研究機構規程第2条第5項の定めに従い、研究機構（以下「機構」という。）による研究支援を円滑に行うために本規則を定める。</p>
<p>(利用資格および許可)</p> <p>第2条 利用資格者は次に掲げるものとし、利用を希望する者は所定の利用申請手続きをとらなければならない。</p> <p>(1) 本学在籍の教職員</p> <p>(2) 本学の大学院生および研究生</p> <p>(3) 本学の<u>非常勤講師</u>、非常勤医師、非常勤教員、副手および専攻医</p> <p>(4) 共同研究部門の研究に関わる者</p> <p>(5) その他機構長が認めた者</p>	<p>(利用資格および許可)</p> <p>第2条 利用資格者は次に掲げるものとし、利用を希望する者は所定の利用申請手続きをとらなければならない。</p> <p>(1) 本学在籍の教職員</p> <p>(2) 本学の大学院生および研究生</p> <p>(3) 本学の非常勤医師、非常勤教員、副手および専攻医</p> <p>(4) 共同研究部門の研究に関わる者</p> <p>(5) その他機構長が認めた者</p>
<p>(補 則)</p> <p>第6条 <u>本規則に定めるものの他、共同利用に関して必要な事項は別に定める。</u></p>	<p>新 設</p>
<p>附 則 この改正は、平成17年4月1日から施行する。</p>	

大阪医科大学研究機構ハイテク・リサーチ・センター規則（関係条文新旧対照表）

新	旧
<p>大阪医科大学<u>研究機構</u>ハイテク・リサーチ・センター<u>規則</u></p>	<p>大阪医科大学ハイテク・リサーチ・センター<u>規程</u></p>
<p>（設置および目的） 第1条 大阪医科大学は高度先進医学研究に関する事業を整備し、新技術・新薬などの開発や応用について推進を図るため、大学院医学研究科にハイテク・リサーチ・センター（以下「センター」という。）を<u>置き、その事業を研究機構共同研究部門に付託する。</u></p>	<p>（設置および目的） 第1条 大阪医科大学は高度先進医学研究に関する事業を整備し、新技術・新薬などの開発や応用について推進を図るため、大学院医学研究科にハイテク・リサーチ・センター（以下「センター」という。）を<u>設置する。</u></p>
<p>廃止</p>	<p>（利用の許可および資格） 第2条 利用者は本学に在籍する教職員並びに大学院生、研究生とする。<u>学生研究員は教員の指導のもとにその利用を許可する。</u> 2 <u>その他センター長が認めたもの。</u></p>
<p>（センター長） 第2条 センターにハイテク・リサーチ・センター長（以下「センター長」という。）を<u>置き、大学院医学研究科委員の中から大学院医学研究科長が指名する。</u> 2 センター長は大学院医学研究科長の監督のもとにセンターの業務を掌握する。 3 <u>大阪医科大学研究機構規程第3条第3項および第5項の定めにかかわらず、センター長の任期は5年とする。</u></p>	<p>（センター長、副センター長） 第3条 センターにハイテク・リサーチ・センター長（以下「センター長」という。）<u>および副センター長を置く。</u> 2 センター長は学長の監督のもとにセンターの業務を掌握する。 3 <u>副センター長はセンター長を補佐し、センター業務を処理する。</u> 4 <u>センター長の選考に関して必要な事項は別に定める。</u></p>
<p>（センター会議） 第3条 センターの管理運営に関する事項を審議するため、<u>センター会議を置く。</u> 2 <u>センター長は定期的にセンター会議を開催し、研究の進捗状況をまとめ、研究機構長を通して大学院医学研究科長に報告しなければならない。</u></p>	<p>（運営委員会） 第4条 センターの管理運営に関する事項を審議するため、<u>センター運営委員会を置く。</u> 2 <u>運営委員会の組織および運営については別に定める。</u></p>
<p>（その他） 第4条 この規則に定めるものの他に、センターに関して必要な事項は別に定める。</p>	<p>（委員会の構成） 第5条 この<u>規程</u>に定めるものの他に、センターに関して必要な事項は別に定める。</p>

規程関係

新	旧
<p><u>第5条</u> この規則の改廃は研究機構運営委員会の議を経て、大学院医学研究科委員会にて行う。</p>	<p>新設</p>
<p><u>附則</u> <u>1</u> この改正は平成17年4月1日より施行する。 <u>2</u> この改正に伴い、平成17年4月1日をもって「大阪医科大学ハイテク・リサーチ・センター長選考規程」および「大阪医科大学ハイテク・リサーチ・センター運営委員会規則」を廃止する。</p>	

大阪医科大学附属看護専門学校学則（関係条文新旧対照表）

新	旧
<p><u>第4条</u> 本校は、大阪府高槻市八丁西町<u>7番6号</u>に置く。</p>	<p><u>第4条</u> 本校は、大阪府高槻市八丁西町<u>408番地</u>に置く。</p>
<p><u>第15条2</u> 本校は前項の手続きを終了した者に対して、入学試験（学科試験、面接）を行ない、合格した者で所定の入学手続きを完了した者について入学を許可する。</p>	<p><u>第15条2</u> 本校は前項の手続きを終了した者に対して、入学試験（学科試験、面接、<u>健康診断</u>）を行ない、合格した者で所定の入学手続きを完了した者について入学を許可する。</p>
<p><u>附則</u> <u>この改正は、平成17年4月1日から施行する。</u></p>	

大講座一覧

平成17年4月1日より、これまでの基礎・臨床の各講座は以下の通り区分されることとなりました。

大講座名	主任教授	ユニット名
基盤医学講座	大槻 勝紀	物理学 - 1
		生物学
		解剖学
		解剖学
		生理学
		生理学
応用基盤医学講座	宮崎 瑞夫	物理学 - 2
		化学
		医化学
		(生化学領域)
		薬理学
総合診断・治療学講座	清水 章	病理学
		病理学
		病態検査学
		放射線医学
		麻酔科学
		救急医療部
内科学講座	勝 健一	内科学
		内科学
		内科学
応用内科系講座	清金 公裕	小児科学
		皮膚科学
		神経精神医学
		心理学
外科学講座	阿部 宗昭	一般・消化器外科学
		胸部外科学
		脳神経外科学
		整形外科
応用外科系講座	植木 實	産婦人科学
		泌尿器科学
		眼科学
		耳鼻咽喉科学
		口腔外科学
		形成外科学
予防・社会医学講座	河野 公一	語学
		哲学
		数学
		微生物学
		法医学
		衛生学・公衆衛生学 - 1
		衛生学・公衆衛生学 - 2

平成17年度 入学試験及び国家試験状況

第99回医師国家試験結果について

今般の医師国家試験において、卒業生105名中104名（合格率99.0%）の合格者を出すことができました。このような高い合格率は全国・国公立大学80校中、第3位と素晴らしいものです。本学の過去30年間を振り返っても、第74回（昭和58年5月）の合格率（99.1%）に次ぐ成績です。

このような素晴らしい成績を上げることができたのは、勿論、卒業生の頑張りによるものではありませんが、一重に日頃の教職員各位の教育に対するご理解によるものであります。今後とも医学教育ならびに教育環境整備に対して変わらぬご支援ご協力のほどお願いいたします。また在学生諸君におきましては素晴らしい成績を残された卒業生を誇りに思い、後に続いてくれることを願う次第です。

次項P50参照

学 長 島田 眞久
学生部長 大槻 勝紀

平成17年度 入学試験及び国家試験状況

平成17年度入学試験状況

（単位：人）

	志願者数	受験者数	入学者数
医学部 医学科	1389	1267	104
大学院医学研究科	43	43	41

医師国家試験状況

	総 数	新 卒	既 卒
受験者数(人)	115	105	10
合格者数(人)	109	104	5
合格 率(%)	94.8	99.0	50.0

（全国平均 89.1%、私大平均 87.1%）

（単位：人）

			志願者数	受験者数	入学者数
看護専門学校	看護学科	一般推薦	274	236	54
			31	31	29
	計		305	267	83

看護師国家試験状況

	受験者数(人)	合格者数(人)	合格 率(%)
第一看護学科	42	41	97.6
第二看護学科	39	39	100.0
計	81	80	98.8

（全国平均 91.4%、近畿平均 91.8%）

平成17年度 入学試験及び国家試験状況

第99回医師国家試験私立医科大学等合格者状況

平成17年3月31日発表

順位	大学名	総 数			新 卒			既 卒		
		受験者	合格者数	合格率	受験者	合格者数	合格率	受験者	合格者数	合格率
1	自治医大	99	99	100.0%	99	99	100.0%	0	0	0.0%
2	順天堂大	95	91	95.8%	93	89	95.7%	2	2	100.0%
3	昭和大	119	113	95.0%	113	109	96.5%	6	4	66.7%
4	慶応大	99	94	94.9%	92	91	98.9%	7	3	42.9%
5	大阪医大	115	109	94.8%	105	104	99.0%	10	5	50.0%
6	産業医大	106	99	93.4%	96	92	95.8%	10	7	70.0%
7	慈恵医大	99	92	92.9%	92	87	94.6%	7	5	71.4%
8	杏林大	92	85	92.4%	83	80	96.4%	9	5	55.6%
9	日大	116	107	92.2%	100	97	97.0%	16	10	62.5%
10	日本医大	98	89	90.8%	87	83	95.4%	11	6	54.5%
11	関西医大	116	105	90.5%	101	97	96.0%	15	8	53.3%
12	女子医大	111	100	90.1%	94	89	94.7%	17	11	64.7%
13	埼玉医大	102	91	89.2%	90	86	95.6%	12	5	41.7%
14	聖マリ医大	119	106	89.1%	99	93	93.9%	20	13	65.0%
15	愛知医大	104	91	87.5%	83	78	94.0%	21	13	61.9%
16	獨協医大	124	107	86.3%	93	91	97.8%	31	16	51.6%
17	東邦大	111	95	85.6%	97	84	86.6%	14	11	78.6%
18	藤田保健衛生大	119	101	84.9%	98	85	86.7%	21	16	76.2%
19	北里大	116	98	84.5%	105	96	91.4%	11	2	18.2%
20	東京医大	120	101	84.2%	105	93	88.6%	15	8	53.3%
21	近畿大	117	98	83.8%	105	92	87.6%	12	6	50.0%
22	東海大	118	97	82.2%	99	88	88.9%	19	9	47.4%
23	岩手医大	95	78	82.1%	79	64	81.0%	16	14	87.5%
24	兵庫医大	112	91	81.3%	89	80	89.9%	23	11	47.8%
25	福岡大	114	92	80.7%	95	82	86.3%	19	10	52.6%
26	久留米大	129	103	79.8%	100	89	89.0%	29	14	48.3%
27	帝京大	112	89	79.5%	88	79	89.8%	24	10	41.7%
28	川崎医大	115	87	75.7%	92	73	79.3%	23	14	60.9%
29	金沢医大	119	89	74.8%	86	73	84.9%	33	16	48.5%
私立合計		3,211	2,797	87.1%	2,758	2,543	92.2%	453	254	56.1%
総合計		8,495	7,568	89.1%	7,545	7,038	93.3%	950	530	55.8%

受験者募集プロジェクト 活動報告II

学生部長 **大槻 勝紀**

昨年7月に進学ゼミの全国受験者データから「平成17年度大阪医科大学受験者数が大幅減」との予想に端を発して、遅ればせながら本学でも学生部に受験者募集プロジェクトが発足しました。本プロジェクトでは8月にオープンキャンパスを、10月に高等学校進路指導担当者対象の説明会を、さらに12月24日のクリスマスイブに受験者を対象とした入試直前特別ゼミを開催してきました。また9月には関西の高等学校(220校)をプロジェクトチーム(本学教職員約20名から構成)で手分けして回らせていただきました。幸いにして本年度は大幅減の予想を覆し、一般入試のみで202名の増を勝ち取ることができました(表参照)。本年度の私立医科大学における受験者推移の特徴は「二極化」です。すなわち少子化時代を受けてますます生き残りをかけた受験戦争の色彩が強くなり、受験生対策の取り組みが私立医科大学の存亡を左右するといっても過言ではありません。そのため平成17年4月から教学部に入試課が誕生することになりました。本学においてもセンター試験の導入が平成18年度から始まりますが、これに終わらずにセンター試験での受験科目数の検討、推薦入学あるいは前期・後期試験の実施など入試の多様化に向けて、本学にマッチした入試のあり方をevidence based admissionとして大学に提言していきたいと思っております。さらに本年度は学生受験者プロジェクトチームを結成し、学生によるオープンキャンパスを大学祭に合わせて行う予定です。今後とも本プロジェクトの活動に対して教職員、法人各位ならびに学生諸君のご支援ご協力をお願いする次第です。



私立医科大学(医学部)入学志願者推移(平成15年度~平成17年度)

平成17年3月9日

	入学志願者		平成17年度		
	15年度	16年度	出願期間	志願者	昨年度との比較
岩手医科大学	1,426	1,750	12月1日~1月7日	1,885	+135
日本大学医学部	2,348	2,166	1月8日~1月31日	2,279	+113
日本医科大学	1,604	1,762	1月5日~1月24日	1,670	92
東邦大学医学部	2,120	2,340	12月13日~1月14日	2,335	5
東京医科大学	1,692	2,324	1月6日~1月27日	2,481	+157
東京女子医科大学	1,125	1,019	1月5日~1月22日	1,180	+161
東京慈恵会医科大学	4,565	4,037	前 12月22日~1月22日	3,823	214
			後 12月22日~2月17日		
慶應義塾大学医学部	2,430	2,239	1月6日~1月31日	2,075	164

受験者募集プロジェクト

	入学志願者		平成17年度		
	15年度	16年度	出願期間	志願者	昨年度との比較
昭和大学医学部	1,697	2,250	12月20日～1月18日 2月14日～3月2日	2,358	+ 108
順天堂大学医学部	2,841	2,107	A 12月20日～1月17日 B 12月20日～2月22日	1,926	181
関西医科大学	1,603	1,507	1月4日～1月29日	1,678	+ 171
大阪医科大学	1,118	1,187	1月4日～1月31日	1,389	+ 202
久留米大学医学部	1,307	1,549	1月4日～1月21日	1,678	+ 129
北里大学医学部	1,519	1,519	12月20日～1月18日	1,690	+ 171
杏林大学医学部	1,962	3,806	12月20日～1月24日 ゼ 12月20日～1月15日	3,748	58
川崎医科大学	1,188	1,398	12月1日～1月4日	1,380	18
聖マリアンナ医科大学	2,096	1,925	12月24日～1月18日	1,910	15
帝京大学医学部	3,192	3,668	1月5日～1月28日 ゼ 1月4日～1月14日	5,484	+ 1,816
藤田保健衛生大学	1,884	1,915	12月1日～1月20日 ゼ 1月4日～1月14日	2,629	+ 714
兵庫医科大学	1,739	1,827	1月5日～1月26日	1,783	44
愛知医科大学	2,065	2,141	12月1日～1月15日	2,342	+ 201
福岡大学医学部	1,721	1,846	1月6日～1月18日	1,816	30
自治医科大学	2,087	2,015	1月5日～1月21日	2,262	+ 247
埼玉医科大学	2,283	2,497	1月17日～2月22日	2,794	+ 297
金沢医科大学	1,892	2,025	12月13日～1月12日	2,360	+ 335
獨協医科大学	2,607	2,551	12月24日～1月27日 ゼ 12月13日～1月14日	2,726	+ 175
近畿大学医学部	2,687	2,750	前 12月13日～1月24日 後 2月18日～2月28日 ゼ 1/5～1/26・2/18～3/3	3,424	+ 674
東海大学医学部	3,637	3,503	1月4日～1月31日	2,453	1,050
産業医科大学	685	634	1月24日～2月2日	1,048	+ 414
合 計	59,120	62,257		66,606	4,349

・ を付した大学は、志願者数に推薦入学試験の志願者を含む。

・ 金沢医科大学・獨協医科大学の志願者数には特別推薦入学試験（アドミッションオフィス入試）の志願者を含む。

社団法人 日本私立医科大学協会

「第10回医学生によるLife support workshop in Kansai」に参加して

救急医療部 西本 泰久

4月23日・24日に大阪医科大学北西キャンパスで「医学生によるLife support workshop in Kansai」が開催されました。久保田陽介代表（大阪医科大学6年生）のもと、関西の8大学（京都大学医学部、京都府立医科大学、関西医科大学、大阪大学医学部、滋賀医科大学、奈良県立医科大学、大阪市立大学医学部、大阪医科大学）からの受講生36名、見学者42名が集まり、インストラクター・タスクフォースは8大学以外にも岡山、島根、名古屋、金沢などから102名もの多くが集まり熱く繰り広げられました。私たち救急医療部からアドバイザーとして3名（西本泰久、小林正直、藤田一彦）が参加しました。一日目にはBLS（一次救命処置）、気道確保、心電図、緊急時に使用する薬剤など、基礎的な技術の学習の後、VF（心室細動）/無脈性心室頻拍、無脈性電気活動/心静止の心停止に対する処置を中心に学習しました。二日目には、不整脈を中心とした学習の後、午後には医療現場を想定したシナリオを与えて、実践さながらの実習を行いました。参加した学生たちは時間のたつのも忘れて真剣に取り組んでいました。まだ医療の現場をほとんど知らない学生ですが、事前の学習もよくできており、私たちに鋭い質問がたくさんあり、熱意がひしひしと伝わってきました。チーム医療の大切さを改めて実感したワークショップでした。



遠くから参加した学生は、地元の学生の家に分宿して泊っており、それぞれの家でも交流を深めたようです。

そのほか、私たち大阪医科大学救急医療部は、医学生教育の一環として医学生への救命処置の講習のお手伝いを行っております。3年前から、新入生のオリエンテーションを兼ねた学外合宿にAED（自動体外式除細動器）の使用を含むBLS（一次救命処置）の指導を行っています。今年も、4月6日に京田辺市の「ウエルサンピア京都」において新入生100名に対して高槻消防署の協力を得て、「BLSとAEDの講習」を行いました。新入生たちは、初めてBLSを体験するものも多く、大変熱心に学習していました。



AEDは、昨年7月1日からは、一般市民の使用が許可されており、「大阪医科大学附属病院」をはじめ「関西空港」「伊丹空港」「京都駅」「愛知万博」などに配備されていることはよく知られています。AEDは医療関係者が「知らない」「扱えない」ではすまされない器具です。

今後、各地自治体を中心に一般市民に対するAED講習会が開催されます。学生諸君が、将来インストラクターとして、さらにアドバイザーとしてAED普及のため活躍してくれることを期待しています。



平成17年度 事業計画と収支予算

平成17年度事業計画について

理事長 國澤 隆雄

本年4月1日に私立学校法の一部を改正する法律が施行され、改正私立学校法に基づく「学校法人寄附行為作成例」に従って、本法人の寄附行為が改正されました。改正私立学校法は学校法人に事業計画を作成することを求めています。本法人においては以前より事業計画を立案していましたが、今回の私立学校法改正を機会に、事業計画の作成様式を変更いたしました。新様式では「社会的背景」から本法人に求められていると考えられる「重点課題」を提示し、「事業計画立案の方針」を示しました。その上で、年度事業計画を以下に示す内容の「経常事業」、「重点事業」、「新規事業」に分けて記載し、事業執行の基盤となる年度予算の概要を記しました。

経常事業：教育・研究・診療・社会貢献に関わる施設や設備の維持・管理、資質向上を目指したファカルティ・デベロップメントなどの事業

重点事業：都市再生緊急整備計画実現のために必要な事業をはじめ、めまぐるしく変化する社会情勢を踏まえた全体構想の検討、教育・医療改革のために新たに必要な緊急のソフト整備や建物新築、土地運用、緊急の設備・備品導入のようなハード整備などの事業

新規事業：1年で終わる新たな事業や新規の経常事業や重点事業となる事業の計画立案とその準備などの事業

本年度の事業計画（案）はこの新しい様式によって作成され、理事会で慎重に審議・決定の上、評議員会に報告されました。ここに、その概要を掲載し、皆様に本年度の事業達成へ向けた業務執行をお願いします。

社会的背景には「先進国の少子高齢化」、「高等教育の世界標準化（ケルン・サミット）にあわせた医学教育改革」、「医療改革」および本年度中に対応しなければならない学校教育法の改正（平成18年度予定）を取り上げました。これらの背景の下で、本法人が取り組むべき重点課題は「都市再生緊急整備事業」とそれを裏打ちする「財政基盤の磐石化」であることを示しました。事業計画立案の方針としては経常的事業の集約化、重点事業は病棟・学舎整備とし、新規事業は社会情勢や制度変更に対応するための計画立案と新規補助金確保としました。具体的な事業計画の内容は、高額の予算を必要とするもののみを記載し、上記の3事業について法人が設置する施設・機関ごとに示し、年度末の事業報告と対照しやすいように一覧表を付しました。予算の概要については、別途予算関係の報告を示しますので、ここには掲載しません。

以上が本年度から変更した事業計画書の概要です。法人では一覧には示されていない比較的小額の予算で実施できる事業についても、重要な事業であると考えておりますので、それぞれの部署で事業執行をお願いします。また、社会情勢が急激に変化していますので、事業執行の進捗状況をご報告いただきながら年度中の見直しが必要になることもあります。教職員一丸となって、事業の執行に当たっていただきますよう改めてお願いいたします。

平成17年度事業計画一覧

部 署	経 常 事 業	重 点 事 業	新 規 事 業
法人本部	<ul style="list-style-type: none"> * 人事管理 * 予算管理 * 規程管理 * 建物管理 * 土地管理 * 募金活動の安定強化 * 中長期計画の補正 	<ul style="list-style-type: none"> * 都市再生緊急整備計画の計画的実施 * 土地運用計画立案 	<ul style="list-style-type: none"> * 経営・事務組織の再編 * 内部統制・監査の充実 * 財務諸表の開示 * コンプライアンスに関するファカルティ・デベロップメント * 技術員組織の再編 * 大学制度改革への具体的対応策の検討 * 歴史資料館設置準備
大学・大学院	<ul style="list-style-type: none"> * 受験生確保 * 教育 * 研究 * 社会貢献 	<ul style="list-style-type: none"> * 新学生講義実習棟建設 * 新学生講義実習棟運用法の確立 * 大学認証評価への準備 * 教員評価制度の導入 * 研究組織の確立 * 研究機構のデジタル化計画の実施その他 * パーチャル・スライドシステム導入 * 医学英語教育システム導入 	<ul style="list-style-type: none"> * コンプライアンスに関するファカルティ・デベロップメント * 大学制度改革への具体的対応策の検討 * 規程等の内容再検 * 教員組織の再編 * 第2総合研究棟構想の立案 * 大学院講義室設置計画の立案
附属病院	<ul style="list-style-type: none"> * 診療科制の充実 * 総合診療部門の充実 * 6号館外壁改修 * 機能評価用教育 * ガンマカメラ修理（GCA-9300-A） * 物流SPD委託費 * 中央診療棟外壁改修 	<ul style="list-style-type: none"> * 外来・病棟整備 <ul style="list-style-type: none"> ・ 医局移転改修 ・ 跡地整備 * 7号館整備 <ul style="list-style-type: none"> ・ 7号館追加工事 ・ 医療情報システム ・ 設備備品整備等 * 手術室コンテナ導入 * 外来エスカレーター改修 * オーダリングシステム改造 * 病院情報システム導入 * FPDパイプライン造影導入 * MRI導入 <ul style="list-style-type: none"> 医療用モニタリングシステム導入 * 放射線治療装置の導入 CLINAEX 	<ul style="list-style-type: none"> * コンプライアンスに関するファカルティ・デベロップメント * レジデント制導入 * 総合画像管理システム導入 * 事業所PHS導入 * PETセンター開設 * 病棟耐震診断受診 * 病院8号館構想の立案 * ジェネリック医薬品の積極導入計画立案 * サテライトの設置検討立案 * 性同一性障害センター設置検討立案
附属看護専門学校	<ul style="list-style-type: none"> * 受験生獲得 * 教育 * その他 	<ul style="list-style-type: none"> * 新校舎運用法の確立 * 新校舎備品整備 * 教育方法の見直し 	<ul style="list-style-type: none"> * 看護教育の大学化構想の立案

平成17年度 予算について

< 予算の編成方針について >

平成17年度予算は、本年3月29日の評議員会の審議を経て、同日開催の理事会で承認決定されました。

平成17年度の予算の編成方針は、第1に昨年度と同様過去の経緯にとらわれずゼロからスタートを心がけること、第2に中長期の計画に則った予算組みをすること、第3に予算の重点配分をすること、第4に諸経費についても、前年度予算の2%減に圧縮することを念頭におきました。さらに、大型のプロジェクトである病院の7号館建設事業、PA会館建設事業、7号館への移転跡地整備事業については、別途予算措置をしております。

なお、帰属収支差額の黒字を5億円とすることについては、大型のプロジェクトが一挙に重なった為、残念ながら今回の予算は、大幅な赤字予算となっております。

< 資金収支予算 >

(1) 資金収入の部

学生生徒等納付金収入

前年度予算対比で約1千5百万円の増収を見込んでおります。

学部学生の学納金については、スライドの影響が平成17年度には無くなる為前年度予算対比では微増に留まると見込んでおります。

手数料収入

前年度予算対比で約2千2百万円の増収を見込んでおります。現在学部の受験者の増加プロジェクトが進んでおり受験者の増加による入学検定料の増収を見込んでおります。

寄付金収入

前年度予算対比で約1億4千万円の増収を見込んでおります。

PA会からのPA会館及び解剖実習台への寄付、病院7号館、歴史資料館、寄附講座分を見込んでおります。

補助金収入

前年度予算対比で約1億2千4百万円の減収を見込んでおります。経常費補助金の配点減が減収の最大の要因となっております。

資産運用収入

前年度予算対比で約2千5百万円の増収を見込んでおります。有利な金融商品にシフトすることによる受取利息の増を見込んでおります。

事業収入

前年度予算対比で約1億3千5百万円の増収を見込んでおります。治験収入及び共同研究収入の増加を見込んでおります。

医療収入

前年度予算対比で約2億4百万円の増収を見込んでおります。

病院7号館の本格稼働、既存病棟の療養環境の整備、7号館への移転跡地の利用、臓器別診療体制のスタートを算出の前提条件としております。入院収入は病床の稼働率を90%、患者1日平均単価45,000円として試算しております。外来については患者数を16年度並とし単価を8,500円として試算しました。平成17年度も病棟の改修工事が予定されており医療収入の増も厳しいものがありますが努力目標として187億円を計上しました。

雑収入

前年度予算対比で約8千7百万円の減収を見込んでおります。退職金財団交付金収入の減少が1つの要因となっております。

借入金等収入

前年度予算対比で約5億円の借入金減となっております。PA会館関係、病院の跡地整備関係、7号館建設関係、運転資金を借入れる予定にしております。

前受金収入

前年度予算対比で約3億2千4百万円の減収を見込んでおります。平成17年度から他の関西私立医科大学の状況を勘案し入学時に納付する教育充実費を500万円から300万円に減額した為です。

(2) 資金支出の部

人件費支出

前年度予算対比で約4億3千万円の支出増を見込んでおります。臨床研修医指導手当、臨床研修医手当、レジデント制度の導入、看護師の増員等が大きな要因となっております。

教育研究経費支出

前年度予算対比で約2億4千4百万円の支出増を見込んでおります。7号館の清掃業務、病院建物耐震診断料、病院医療機能評価関連教育費、オーダリング医事システム臓器別診療科対応費用等の委託費及び放射線治療装置のリース料の増が大きな原因となっております。なお、関西医科大学校方病院が平成18年1月に完成することもあり本学の医療施設のリニューアルの為、多額の修繕費も計上しております。

管理経費支出

前年度予算対比で約6千9百万円の支出減を見込んでおります。保険の査定減が年々減少傾向にあることが一つの大きな原因となっており、現在医療収入の0.12%の割合となっております。

借入金等利息支出

前年度予算対比で約3千7百万円の増を見込んでおります。16年度借入金に対する利息増が原因です。

借入金等返済支出

前年度予算対比で約1億1千2百万円の増を見込んでおります。16年度借入金の返済増分です。

施設関係支出

前年度予算対比で約6億3千3百万円の支出減となっております。昨年度には住友重機の土地購入予算を計上してありましたので今回は大幅な減少となっております。

設備関係支出

前年度予算対比で約2億4千7百万円の減少を見込んでおります。情報化推進改善事業にかかる備品支出が本年度にはない為です。

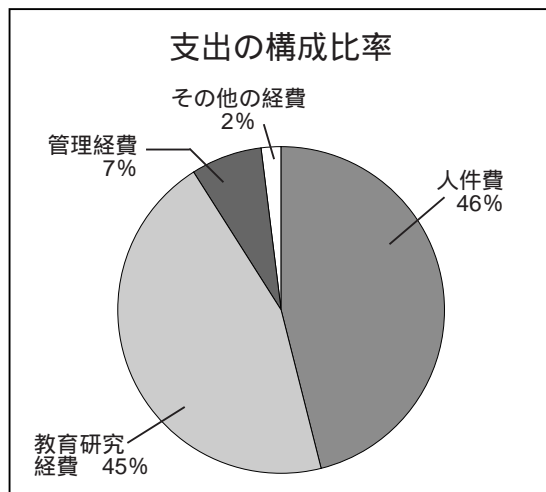
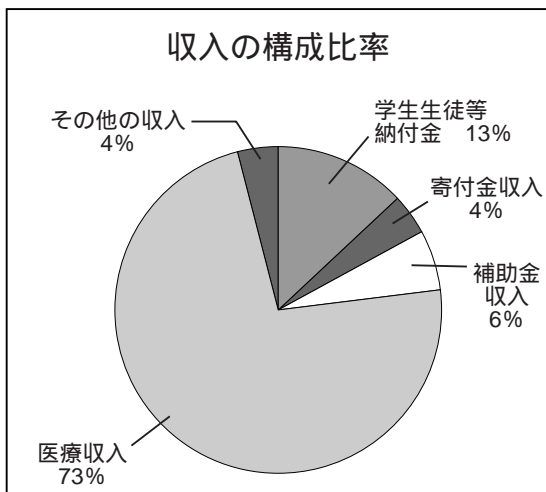
繰越支払資金

前年度繰越支払資金が約79億円、次年度繰越支払資金が約48億円となり31億円の減少を見込んでおります。本学にとって月々の教職員の給与の支払及び業者に対する支払等を円滑に運んでいくための最低条件として運転資金が最低50億円必要です。今回は借入金も含めてようやくこの最低ラインに近い線を確保できましたが、本学は16年度、17年度で100億円を超える投資をしており、今後この投資効果が出てこないで本学財政も窮地に陥る危険性があると考えております。

平成17年度 予算と事業計画

<消費収支予算>

資産を増加させる収入（帰属収入）と資産を減少させる支出（消費支出）の差引額（帰属収支差額）が法人が黒字か赤字かを判断する目安となります。平成17年度予算においては、約16億円の赤字となっています。16年度に続いての大幅な赤字予算となっており、今後は限られた収入予算の範囲内で教育、研究、診療それぞれの戦略にマッチした効果的な予算配分が必要であると考えております。



平成17年度 収支予算

消費収支予算

(単位：千円)

消費収入の部				消費支出の部			
科 目	平成17年度 予 算 額	平成16年度 予 算 額	増減()	科 目	平成17年度 予 算 額	平成16年度 予 算 額	増減()
学生生徒等納付金収入	3,331,420	3,316,680	14,740	人 件 費	12,850,018	12,721,365	128,653
手数料収入	96,087	74,108	21,979	教育研究経費	12,164,584	11,822,145	342,439
寄付金収入	929,066	791,439	137,627	管 理 経 費	1,795,191	1,863,603	- 68,412
補助金収入	1,638,146	1,762,153	- 124,007	借入金等利息	93,356	56,548	36,808
資産運用収入	262,669	237,207	25,462	資産処分差額	111,100	104,377	6,723
事業収入	333,918	199,212	134,706	徴収不能額	15,000	15,000	0
医療収入	18,756,701	18,552,246	204,455	予 備 費	300,000	300,000	0
雑収入	361,933	449,057	- 87,124				
帰属収入合計	25,709,940	25,382,102	327,838	消費支出の部合計	27,329,249	26,883,038	446,211
基本金組入額合計	- 3,087,914	- 5,029,938	1,942,024				
消費収入の部合計	22,622,026	20,352,164	2,269,862	当年度消費支出超過額	- 4,707,223	- 6,530,874	1,823,651

平成17年度 事業計画と収支予算

資金収支予算

(単位：千円)

収 入 の 部				支 出 の 部			
科 目	平成17年度 予 算 額	平成16年度 予 算 額	増減)	科 目	平成17年度 予 算 額	平成16年度 予 算 額	増減)
学生生徒等納付金収入	3,331,420	3,316,680	14,740	人 件 費	13,023,037	12,592,425	430,612
手 数 料 収 入	96,087	74,108	21,979	教 育 研 究 経 費	10,765,280	10,520,873	244,407
寄 付 金 収 入	907,922	767,810	140,112	管 理 経 費	1,642,584	1,711,351	- 68,767
補 助 金 収 入	1,638,146	1,762,153	- 124,007	借入金等利息支出	93,356	56,548	36,808
資 産 運 用 収 入	262,669	237,207	25,462	借入金等返済支出	520,180	408,360	111,820
資 産 売 却 収 入	0	0	0	施 設 関 係 支 出	3,673,849	4,306,993	- 633,144
事 業 収 入	333,918	199,212	134,706	設 備 関 係 支 出	1,107,991	1,355,182	- 247,191
医 療 収 入	18,756,701	18,552,246	204,455	資 産 運 用 支 出	241,280	1,051,600	- 810,320
雑 収 入	361,933	449,057	- 87,124	そ の 他 の 支 出	3,738,227	3,308,199	430,028
借 入 金 等 収 入	2,000,000	2,500,000	- 500,000	予 備 費	300,000	300,000	0
前 受 金 収 入	651,915	975,549	- 323,634				
そ の 他 の 収 入	4,668,993	5,482,430	- 813,437				
資 金 収 入 調 整 勘 定	- 4,158,076	- 4,560,230	402,154	資 金 支 出 調 整 勘 定	- 3,087,468	- 2,537,865	- 549,603
前 年 度 繰 越 支 払 資 金	7,923,940	7,349,942	573,998	次 年 度 繰 越 支 払 資 金	4,757,252	4,032,498	724,754
収 入 の 部 合 計	36,775,568	37,106,164	- 330,596	支 出 の 部 合 計	36,775,568	37,106,164	- 330,596

注：資金収支・消費収支両予算に共通する科目で予算額に差異のある科目については下記の理由による。

1. 「寄付金」には、資金収支予算上の寄付金のほかに、消費収支予算では現物寄付金が計上されている。
2. 「人件費」には、支払給与のほかに、資金収支予算では退職金支出額が計上されているのに対し、消費収支予算では退職給与引当金繰入額が計上されている。
3. 「教育研究経費」「管理経費」には、資金収支予算上の支払経費のほかに、消費収支予算ではそれぞれに減価償却額が計上されている。

寄付金

記念継続事業（新総合棟建設）に係る寄付金の応募状況について

平成17年3月31日現在

区分	項目	寄 付 金	
		件数	総額（円）
一般企業		213	245,969,000
関連病院		31	27,460,000
学生保護者関係		21	6,699,100
仁泉会関係		258	46,470,000
白友会関係		35	2,358,000
本法人役員・評議員		45	28,370,000
教職員関係（教職員OB含む）		1,181	75,907,000
その他		9	2,651,840
	計	1,793	435,884,940

教職員と仁泉会会員または白友会会員と重なる方については、教職員にカウントしております。

寄付金申込者

平成17年1月1日から3月31日までの間の寄付金入金件数は114件、金額は22,780,000円です。

ここに寄付金申込みをいただきました方々のご芳名を掲載させていただき感謝の意を表します。

尚、分割納付されている方については、初回のみ掲載させていただきます。件数については、1回の入金につき1件として数えているため、ご芳名掲載数と一致しないことがありますのでご了承ください。

（順不同・敬称略）

企業関係 3件 金額 14,500,000円

株式会社ダスキンヘルスケア 富士フィルムメディカル西日本株式会社 他1社

関連病院関係 1件 金額 1,500,000円

医療法人東和会

仁泉会関係 25件 金額 2,200,000円

増村貞一郎 谷口 成之 矢津 匡也 高橋 喜嗣 塚本 和彦 津森 俊徳
和田 光弘 大谷 昌裕 宇野 功 山口 幸明 久保田 昭 加藤 鈴幸
松野 堅 八上 隆行 黄 圓欽 医療法人旭会 医療法人西浦会 他1名

本法人役員・評議員 4件 金額 1,700,000円

阪口 春男 他1名

教職員関係（教職員OB含む） 81件 金額 2,880,000円

杉山 哲也 植田 政嗣 宮本 りか 池戸加津子 西村保一郎 梶原 晴美
番 聡子 神野 千絵 辻 絵美 前田 美穂 末光 茜 川崎 祥子
小林 凡子 渡邊 沙季 今林ゆきな 大谷由紀子 北口 絢子 田原 知明
大谷亜沙美 土師みゆき 金森 操 土手友太郎 有吉 靖則 田伏 洋子
福広 利明 森川 政夫 山崎 隆司 絹見 紀一 早石 修 他2名

看護専門学校新校舎建設に係る寄付金の応募状況について

平成17年3月31日現在

(上段：件数
下段：金額)

納付月	旧制看護婦学校	新制看護婦学校	准看護婦学校	産婆講習会	二年課程全日制	二年課程定時制	三年課程	助産婦学校	特別会員	保護者	非会員	顧問	企業等	寄付金額計	備考
6	1	4			31	12	15	2	3		5			73	白友会からの寄付(800万円)は三年課程に計上
	50,000	400,000			1,900,000	980,000	8,300,000	600,000	200,000		93,000			12,523,000	
7	2	6	5		46	7	34			2	18			120	
	110,000	1,500,000	160,000		760,000	330,000	430,000			40,000	262,000			3,592,000	
8	2	2	6		20	9	21			12	3	1		76	二年課程34回生からの寄付は二年課程全日制に計上
	70,000	310,000	110,000		570,000	270,000	350,000			180,000	160,000	100,000		2,120,000	
9	2	1	2		5	5			1	16	1	1		34	
	120,000	100,000	60,000		150,000	150,000			50,000	400,000	30,000	300,000		1,360,000	
10	1	1	1		2	9	2			8				24	
	100,000	50,000	10,000		80,000	180,000	20,000			90,000				530,000	
11	1	1			4	2	1			4				13	
	20,000	100,000			95,000	20,000	10,000			130,000				375,000	
12		1	5		20	6	26		2	5	11		1	77	
		50,000	60,000		330,000	220,000	330,000		100,000	240,000	1,180,000		1,000,000	3,510,000	
1					5	2	11		2	2	4			26	
					110,000	150,000	110,000		40,000	20,000	120,000			550,000	
2	1				6		7			3	1			18	
	1,000,000				100,000		70,000			60,000	30,000			1,260,000	
3	2		1		7	2	15	1	2	1	2		5	38	
	100,000		10,000		170,000	110,000	220,000	50,000	150,000	50,000	100,000		2,400,000	3,360,000	
計	12	16	20	0	146	54	132	3	10	53	45	2	6	499	
	1,570,000	2,510,000	410,000	0	4,265,000	2,410,000	9,840,000	650,000	540,000	1,210,000	1,975,000	400,000	3,400,000	29,180,000	

複数の学校制度に所属していた場合は原則として白友会会員番号に登録している学校に計上しております。

寄付金申込者

平成17年1月1日から3月31日までの間の寄付金入金件数は82件、金額は5,170,000円です。ここに寄付金申込みをいただきました方々のご芳名を掲載させていただき感謝の意を表します。

(順不同・敬称略)

看護学校新校舎建設のための寄付金

高嶋 俊男 石田 洋子 福森 優子 守先 光恵 西村 光春 遠藤 光春
滝 真実 三好トラキ 堀出 節子 阪 範子 井上真理子 大北シズ子

寄付金

鴻野 稔子 笹 堯之 有田タカ子 堀川 博 宇野 恵子 谷口すみ子
宮本 りか 三浦由美子 川上 民代 池 智代 山本 美恵 河口 美幸
佐藤 由香 松尾奈央子 村山 明子 古賀 恵子 河本 裕子 桃木 清朱
伊藤 彩 嶋谷 安規 中村 美穂 宮内千加子 篠原美千代 谷村 和治
門田 雅人 三河 明代 天野 裕子 白濱 麻理 石村 由衣 倉 雅子
三村美和子 生田 教子 山崎 沙織 岩井 泰子 中村 千晶 山岡 るみ
中山あゆみ 藤原 寛子 東 典子 高橋 美宝 野村 貴子 東尾 智美
澤田亜利香 絹見 紀一 大槻 哲彦 光安 美穂 株式会社ニチネン
株式会社ワールドツアーシステムズ 株式会社エステック 株式会社 映像システム
他20名

高次脳機能発達総合研究寄附講座運営資金の応募状況について

寄付金申込者

平成17年1月1日から3月31日までの間の寄付金入金件数は4件、金額は26,100,000円です。ここに寄付金申込みをいただきました方々のご芳名を掲載させていただき感謝の意を表します。

尚、募集当初から平成17年3月31日までの間の寄付金入金件数は8件、金額は46,600,000円です。

(順不同・敬称略)

高次脳機能発達総合研究寄附講座運営資金

不二化学薬品株式会社 三菱証券株式会社 株式会社銭高組 住友信託銀行株式会社

「旧別館」保存事業・「歴史資料館」設置に係る寄付金の応募状況について

寄付金申込者

平成16年12月1日から3月31日までの間の寄付金入金件数は、9件、金額は950,000円です。

ここに寄付金申込みをいただきました方々のご芳名を掲載させていただき感謝の意を表します。

(順不同・敬称略)

歴史資料館設置のための寄付金

石田 理 中張 隆司 佐野 浩一 前田 環 春日食品株式会社
有限会社牛長本店 株式会社クリニコ 矢木 崇善 医療法人弘善会

お詫びと訂正

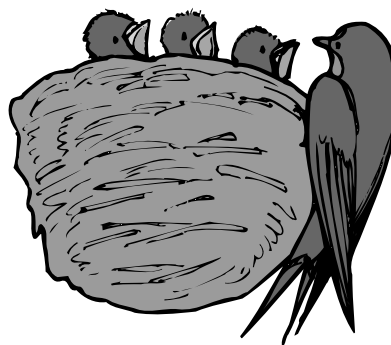
前回発行の第63号中に記載誤りがありましたので、お詫びの上訂正致します。

P.34 (新総合棟建設寄付金申込者)

12.1 教職員関係 大林 明 仁泉会会員 大林 明

ご芳名の掲載について

従来、ご寄付を頂いた方については、感謝の意を表するため、ご芳名を掲載させて頂いておりましたが、個人情報保護に関する法律の施行に伴い、掲載を希望されない方につきましては、掲載を割愛致しております。掲載をご希望されない方は大阪医科大学財務部財務課（直通：072-684-6235）までご一報ください。



寄付金募集についてのお願い

平成15年7月17日に、長年の懸案となっておりました新総合棟（病院7号館）の建設に着手いたしました。完成後は、教育・研究・診療の水準を格段に向上させると共に、地域医療の基幹病院としての役割を更に強固にするものであります。

この事業には、多額の建設資金を必要とし、その資金確保には、全学挙げて努力しておりますが、本学のおかれている現状では、学生の保護者、仁泉会会員（本学卒業生）、白友会会員（看護専門学校卒業生）、本学関係者はもとより各界、各位に、広くご支援を仰がなければならないのが実情であります。

つきましては、現下厳しい経済情勢の折、何卒本学の意をお汲みとり戴き、格別のご支援を賜わりますよう伏してお願い申し上げます。

募金に関する問い合わせ先：

大阪医科大学財務課

TEL 072-684-6344（直通）

叙勲について

瑞宝小綬章 大柴 三郎 名誉教授



平成17年「春の叙勲」で、永年の医学会への貢献に対し、大柴三郎名誉教授が、瑞宝小綬章を受章されました。

受賞について

ヨーロッパ放射線学会Cum Laude賞受賞 放射線医学・松木 充学内講師

松木 充学内講師が、平成17年3月にオーストリアで開催されたヨーロッパ放射線会議（European Congress of Radiology）にて、優秀な演題10演題に与えられるCum Laude賞を受賞されました。

表彰を受けた演題は以下の通りです。

“ Multiphase fusion technique of three-dimensional images using 16 MDCT for the preoperative simulation and intraoperative navigation of laparoscopic gastrectomy and colectomy ”

（腹腔鏡下胃、大腸切除術の術前シミュレーション、術中ナビゲーションのための16列MDCTを用いた3次元画像の多時相融合法）



第12回社団法人日本泌尿器科学会賞受賞 泌尿器科学・東 治人講師

東 治人講師が、平成17年4月に開催された日本泌尿器科学会にて、最も優秀な論文（2名）に対して授与される日本泌尿器科学会賞を受賞されました。

表彰を受けた論文は以下の通りです。

“ Transfection of NFkB Decoy Oligodeoxynucleotides Using Efficient Ultrasound-mediated Gene Transfer into Donor Kidneys Prolonged Survival of Rat Renal Allografts. Gene Ther. 10, 415-425, 2003 ”



科学研究費補助金交付内定について

平成17年度科学研究費補助金交付内定について

平成16年11月に文部科学省ならびに日本学術振興会へ応募した172件の研究計画に対し、本年度は59件、総額109,600千円の内定がありました。

研究種目	申請件数	交付内定件数		
		新規	継続	合計
特定領域研究	5	1	0	1
基盤研究（S）	1	0	0	0
基盤研究（A）	2	0	1	1
基盤研究（B）	9	2	4	6
基盤研究（C）	87	11	17	28
萌芽研究	34	0	5	5
若手研究（A）	1	0	0	0
若手研究（B）	32	8	9	17
特別研究員奨励費	1	1	0	1
合計	172	23	36	59

特定領域研究

(単位：千円)

研究課題	研究代表者		継続	交付予定額			
	所属・職名	氏名		17年度	18年度	19年度	20年度
100Sリボソームの構造とその形成に関する蛋白因子の機能の解析	物理学 学内講師	吉田 秀司		2,800	2,400		

基盤研究(A)一般

(単位：千円)

研究課題	研究代表者		継続	交付予定額			
	所属・職名	氏名		17年度	18年度	19年度	20年度
胃癌化学療法における抗癌剤感受性試験の有用性を検証する多施設共同比較臨床試験	一般・消化器外科学 教授	谷川 允彦	*	8,400	8,400	700	

基盤研究(B)一般

(研究課題番号順)

(単位：千円)

研究課題	研究代表者		継続	交付予定額			
	所属・職名	氏名		17年度	18年度	19年度	20年度
高性能RFHR・2D・PAGEによる一細胞一分子プロテオーム解析	物理学 教育教授	和田 明	*	4,700			
造影剤+超音波によるNFκBデコイ-HGF遺伝子同時導入：移植腎長期生着の試み	泌尿器科学 講師	東 治人	*	2,000	1,900		
加齢黄斑変性における細胞外型superoxide dismutaseの役割	眼科学 教授	池田 恒彦	*	3,100			
悪性脳腫瘍に対する硼素中性子捕捉療法の開発（さらなる治療効果の改善を目指して）	脳神経外科学 助教授	宮武 伸一	*	5,500			
骨髄細胞移植による老化予防・若年骨髄幹細胞と遺伝子導入による神経・血管・骨再生	脳神経外科学 教授	黒岩 敏彦		3,600	2,400		
肥満細胞由来キマーゼの新展開・血管新生と腫瘍におけるキマーゼの役割	薬理学 教授	宮崎 瑞夫		8,700	4,800		

科学研究費補助金交付内定について

基盤研究(C)一般

(研究課題番号順)

(単位:千円)

研究課題	研究代表者		継続	交付予定額			
	所属・職名	氏名		17年度	18年度	19年度	20年度
起立性調節障害のタイプ別発症機序解明ならびに包括的治療開発に関する臨床研究	小児科学 助教授	田中 英高	*	500			
脂溶性物質が膵導管細胞における陰イオンチャンネルに与える影響に関する研究	生理学 講師	相馬 義郎	*	500			
在宅生活自立高齢者の閉じこもりに関する縦断的研究	衛生学・公衆衛生学 講師	渡辺 美鈴	*	1,000			
筋萎縮性側索硬化症に対する単純ヘルペスウイルスベクターによる遺伝子治療の研究	内科学 講師	木村 文治	*	500			
難治性婦人科癌における血管新生と分子標的治療	産婦人科学 診療助教授	植田 政嗣	*	500			
セクストス・エンペイリコスにおけるヘレニズム認識論・論理学・言語哲学の研究	哲学 教育教授	金山萬里子	*	1,100	600		
ピリドキサル酵素におけるプロトン移動制御機構の研究	医化学 教授	林 秀行	*	1,100			
気動線毛運動を活性化する低浸透圧吸入療法のための基礎的研究	生理学 講師	中張 隆司	*	1,100			
トランスサイレチンの修飾構造の分析、アミロイドーシスの病態解明と臨床検査への応用	病態検査学 教授	清水 章	*	1,400			
アポトーシス関連シグナルの児童虐待診断への応用に関する研究	法医学 助教授	西尾 元	*	1,300			
X染色体上に存在するSTRの対立遺伝子の出現頻度とde novo変異の解析	法医学 助手	田村 明敬	*	300			
骨格筋のリモデリング: 正常筋および病的筋における線維タイプ決定の分子機構	内科学 助手	古玉 大介	*	1,000	900		
劇症1型糖尿病の発症機序 - エンテロウイルスの関与の解明	内科学 教授	花房 俊昭	*	900			
新生児低酸素性虚血性脳症におけるフリーラジカルの関与と低温下での抑制効果	周産期センター 講師	萩原 享	*	600	700		
外科医教育のためのインターネットによるビデオ入り教科書Web Surgの立ち上げ	一般・消化器外科学 講師	林 道廣	*	800			
ヒト中耳粘膜由来培養細胞の確立 - 中耳粘膜再生治療を視野に -	耳鼻咽喉科学 講師	萩森 伸一	*	900			
ケロイド・肥厚性瘢痕治療に向けての基礎的研究 (VEGFと血管形成)	形成外科学 教授	上田 晃一	*	500	300		
酵母IscSタンパク質(Nfs1p)を介したtRNA塩基への硫黄付加反応の解明	医化学 助手	中井 由実		1,900	1,600		
自己抗体と特異結合する肺癌細胞由来抗原のプロテオミクスによる肺癌マーカーの検索	病態検査学 助教授	中西 豊文		2,600	1,000		
Behcet病患者血清に存在する自己抗体のプロテオームによる同定と病態との関連性	内科学 学内講師	武内 徹		2,000	900		
劇症1型糖尿病患者膵における発現遺伝子の網羅的解析	内科学 助手	今川 彰久		2,700	800		
糖尿病モデルマウスの合併症に伴う過酸化脂質障害に関する研究	小児科学 教授	玉井 浩		2,300	900	500	
リンパ管・血管新生遺伝子のsiRNAベクター複合によるマウス乳癌転移阻止への試み	解剖学 助教授	柴田 雅朗		2,700	900		
eNOS遺伝子導入骨髄細胞で被覆したハイブリッド人工血管のin vivo評価	胸部外科学 教授	勝間田敬弘		1,400	900		
近赤外蛍光造影剤による次世代蛍光ガイド下手術システムの包括的研究	脳神経外科学 講師	梶本 宜永		1,800	1,500		
急性脳虚血に対する急速脳冷却法の開発	脳神経外科学 助手	青木 淳		2,300	1,200		
頭頸部扁平上皮癌におけるCOXおよびプロスタグランジン代謝の解明とその臨床的意義	耳鼻咽喉科学 助教授	河田 了		2,700	800		
キメラ蛋白を用いたスギ花粉症に対する新しい免疫療法についての研究	耳鼻咽喉科学 学内講師	寺田 哲也		3,200	500		

科学研究費補助金交付内定について

萌芽研究

(研究課題番号順)

(単位：千円)

研究課題	研究代表者		継続	交付予定額			
	所属・職名	氏名		17年度	18年度	19年度	20年度
キマーゼの心血管組織線維化における病態生理学的役割	薬理学 助教授	高井 真司	*	700			
R I 標識アネキシンVの抗癌剤誘導アポトーシスの評価に対する有用性についての研究	放射線医学 助教授	猪俣 泰典	*	1,300	300		
悪性神経膠腫に対する次世代の光線・音響力学療法の開発	脳神経外科学 教授	黒岩 敏彦	*	1,000	1,000		
悪性脳腫瘍におけるサバイピンmRNA発現量の定量的解析と遺伝子治療への応用	脳神経外科学 助教授	宮武 伸一	*	900			
レンチウイルスを用いたメロンファクタ1遺伝子導入による腎移植慢性拒絶の治療効果	泌尿器科学 講師	東 治人	*	1,300			

若手研究(B)

(研究課題番号順)

(単位：千円)

研究課題	研究代表者		継続	交付予定額			
	所属・職名	氏名		17年度	18年度	19年度	20年度
神経発生分化因子による神経芽細胞腫株の分化誘導機構の解析	小児科学 助手	久野 友子	*	500			
細胞外基質代謝からみたミュラー細胞の生物学的作用	眼科学 非常勤講師	植木 麻理	*	1,100			
合成酵素の立体構造に基いた細胞内スフィンゴ脂質濃度の制御機構についての研究	医化学 助手	生城 浩子	*	1,800			
血管新生における肥満細胞由来キマーゼの関与とその作用機序の解明	薬理学 学内講師	村松 理子	*	1,500			
炎症性腸疾患に対するサイトカイン導入T細胞による遺伝子治療	内科学 助手(任期付)	村野 実之	*	700			
冷却リング液の動脈内灌流による脳低温導入法の開発	脳神経外科学 非常勤講師	古瀬 元雅	*	900			
三叉神経節における - アミノ酪酸による痛み制御のメカニズム	解剖学 学内講師	早崎 華	*	500	400		
前立腺ガンにおけるアンドロゲン非依存性獲得とIGFBP-2との関連性	泌尿器科学 助手	木山 賢	*	1,500			
子宮内膜症におけるNK細胞と関連因子 - 異所性子宮内膜の増殖と卵巣機能への関与 -	解剖学 助手	日下部 健	*	700			
ヘモグロビン異常症のルーチン診断法の確立と実地医療への応用	病態検査学 講師	宮崎 彩子		2,200	1,000		
慢性肺疾患において宿主生来の免疫が果たす役割についての分子生物学的解析	周産期センター 助手	大植 慎也		1,100	1,500	400	
睡眠 - 覚醒調節機構におけるドーパミン神経系の役割を解明する	神経精神医学 助手	吉田 祥		2,000	1,300		
消化器癌における上皮細胞成長因子(EGF)の遺伝子多型に関する研究	一般・消化器外科学 助手	川崎 浩資		2,600	900		
HMG-CoA還元酵素阻害剤による悪性神経膠腫に対する抗腫瘍効果の系統的研究	脳神経外科学 助手	市岡 従道		1,900	1,100		
神経栄養遺伝子を導入した骨髄細胞の移植による神経再生と神経保護を目指した研究	脳神経外科学 助手	野々口直助		2,700	1,000		
ノックアウトマウスを用いた疼痛発現、麻酔作用機序に関する研究	麻酔科学 助手	村谷 忠利		2,300	1,300		
クローディン11ノックアウトによる難聴モデルマウスを用いた基礎的研究	耳鼻咽喉科学 助手	高巻 京子		800	500		

科学研究費補助金交付内定について 学術奨励金等について

特別研究員奨励費（国内新規）

（単位：千円）

資格	特別研究員氏名	研究指導者		継続	交付予定額			
		所属・職名	氏名		17年度	18年度	19年度	20年度
P D	後藤 勝	医化学 教授	林 秀行		1,200	1,100	1,100	

学術奨励金等について

平成17年度 共同利用研究 [京都大学原子炉実験所]

研究課題名	所属名・職名・氏名
熱外中性子を用いた悪性脳腫瘍に対する非開頭中性子捕捉療法の臨床的研究	脳神経外科学・ 教授・黒岩 敏彦
B N C TにおけるB P A , B S H併用投与の有効性及び腫瘍内酸素集積の検討	脳神経外科学・ 教授・黒岩 敏彦

平成16年度（2004年度）第18回ノバルティス研究奨励金 [財団法人ノバルティス科学振興財団]

研究課題名	所属名・職名・氏名	助成金額
大動脈瘤の発症におけるキマーゼの役割	薬理学・ 助教授・高井 真司	100万円

平成17年度（第30回）学術研究振興資金 特定の共同研究 [日本私立学校振興・共済事業団]

研究課題名	所属名・職名・氏名	助成金額
キマーゼ阻害薬による心・血管病治療戦略	薬理学・ 教授・宮崎 瑞夫	147万円

平成16年度 ガン研究助成奨励金 [財団法人大阪対ガン協会]

研究課題名	所属名・職名・氏名	助成金額
レチノイン酸耐性急性前骨髄性白血病細胞における新規レチノイド化合物の分化誘導能に関する研究	小児科学・ 助手・井上 彰子	30万円

平成17年度 共同利用研究 研究会 [自然科学研究機構生理学研究所]

研究会名	所属名・職名・氏名
宿主防御としての上皮膜機能の調節因子	生理学・ 講師・中張 隆司

平成16年度 第 回 学位記授与

平成16年度第 回学位審査により、大学院医学研究科修了者（甲）12名、論文提出者（乙）6名が平成17年3月16日をもって合格しました。

大学院医学研究科修了者（甲）については、平成17年3月25日（金）午後2時より臨床第一講堂において学部卒業式と合同で学位記授与式が行われ、論文提出者（乙）については、同3月25日（金）午前9時30分より総合研究棟12階第2会議室において、学長および指導教授出席のもと、授与式が行われました。



大学院医学研究科修了者

番 号	氏 名	論 文 題 名
甲第695号	可児 弘行	Usefulness of Multidetector-row Computed Tomography (MD-CT) for Diagnosis and Evaluation of Cardiovascular Anomalies in Infants (小児心血管奇形におけるマルチスライスCTの有用性)
甲第696号	金村 昌徳	MS-818 accelerates mobilization of endothelial progenitor cells and differentiation to endothelial cells (MS-818は血管内皮前駆細胞の動員と血管内皮細胞への分化を促進する)
甲第697号	川崎 隆士	Markers of cadmium exposure in workers in a cadmium pigment factory after changes in the exposure conditions (カドミウム色素製造工場における作業環境変化とカドミウム取り扱い作業者の曝露指標に関する研究)

学位記授与

番 号	氏 名	論 文 題 名
甲第698号	木下 葉子	No association with the calcineurin A-gamma subunit gene (PPP3CC) haplotype to Japanese schizophrenia (Calcineurin A γ 遺伝子 (PPP3CC) と日本人統合失調症患者との遺伝的関連は見られない)
甲第699号	小泉 千里	Evaluation of Urinary Nickel using Inductively Coupled Plasma Argon Emission Spectrometry (ICP発光プラズマ分析法を用いた尿中ニッケルの評価)
甲第700号	傍島 聡	Implication for melatonin and its receptor in the spinal deformities of hereditary lordoscoliotic rabbits (脊柱変形におけるメラトニンとそのレセプターの関与 遺伝的胸椎前弯・前側弯ウサギを用いて)
甲第701号	高山 隆吉	Selective brain hypothermia suppresses noxious-evoked movement in canines (犬における選択的低脳温は痛み刺激に対する反射運動を抑制する)
甲第702号	瀧川 直秀	Functional Anatomy of the Lateral Collateral Ligament Complex of the Elbow: Morphology and Strain (肘関節外側側副靭帯の機能解剖：形態解剖と歪み)
甲第703号	辰巳 真一	Involvement of Rho-kinase in inflammatory and neuropathic pain through phosphorylation of myristoylated alanine-rich C-kinase substrate (MARCKS) (炎症性疼痛と神経因性疼痛におけるMARCKSのリン酸化反応を介したRhoキナーゼの関与)
甲第704号	原田 文植	RNA-dependent DNA Polymerase (RT) Activity of Bacterial DNA Polymerases (細菌のDNAポリメラーゼがもつ逆転写酵素活性)
甲第705号	丸山 栄勲	Involvement of angiopoietins in cancer progression in association with cancer cell-fibroblast interaction (癌進展における癌細胞 - 線維芽細胞間相互作用に関連したangiopoietinの役割)
甲第706号	矢津 匡也	Efficacy of novel-concept pedicle screw fixation augmented with calcium phosphate cement in the osteoporotic spine (リン酸カルシウム骨セメントを併用する横穴付き中空椎弓根スクリューの力学的研究)



学位（乙）受領者

番 号	氏 名	論 文 題 名
乙第986号	泉屋 隆	Usefulness of multi detector row computed tomography for detection of flat and depressed colorectal cancer (表面型大腸癌におけるMD-CTの有用性)
乙第987号	高橋 朗	The mechanism of hypoglycemia caused by hemodialysis (血液透析に起因する血糖低下の機序)
乙第988号	西村 涉	Characterization of <i>N</i> -methyl-D-aspartate receptor subunits responsible for postoperative pain (術後痛に対するNMDA受容体サブユニットの役割)
乙第989号	石田 理	Increased Specific Antibody Titers Against <i>Chlamydia pneumoniae</i> in Patients with Age-related Macular Degeneration (加齢黄斑変性患者における抗肺炎クラミジア抗体価の上昇)
乙第990号	橋本 行弘	角膜放射状切開術の矯正効果を規定する因子の検討 (Study on Parameters for Defining Corrective Effect of Radial Keratotomy)
乙第991号	村尾 仁	Cell shrinkage evoked by Ca^{2+} free solution in rat alveolar type cells: Ca^{2+} regulation of $\text{Na}^{+}/\text{H}^{+}$ exchange (Ca^{2+} free溶液によるラット肺胞型細胞の細胞容積減少： $\text{Na}^{+}/\text{H}^{+}$ 交換輸送の Ca^{2+} 調節)

Thomas Jefferson Universityにおける医学研修を終えて

6回生 河田岳人 井上まどか 辻 紗世

今回私達3人は、2005年3月21日から4月1日にかけて、米国財団法人野口医学研究所の5年生を対象としたM3 Programに参加しました。研修先はThomas Jefferson Universityで、ペンシルベニア州フィラデルフィアにあり、アメリカ東海岸のNew YorkとWashingtonの間に位置しています。今回の研修について印象に残った点を報告させていただきます。



Programの1週目の大半はLecture形式で、各分野の先生方が時間を割いて講義に来て下さいました。講義の内容は、米国の公衆衛生・保険財政の見通しについて、スポーツ医学と整形外科、病院における看護師やPA（Physician Assistant）の役割について、医師の生涯教育について、Alternative Medicine（代替医療）について、などかなり特徴的なものばかりでした。中でも保険財政に関する話では、社会保険を受けられる人と受けられない人との差のみならず、保険に加入している人の中でも医療水準の格差がつき始めていること、複雑な制度のために病院側も非常に苦労していることなどを聞くことができ、かなり興味深く聞くことができました。医師の生涯教育についても、大学が講座を開講し、それを受講することでPointが蓄積されていくとのこと、そのPoint数のみならず、こういった講座を受講してきたのか、またどこで受講してきたのかなどがstatusになるとのことでした。日本の学会が主催する講義

のような仕組みだとは思いましたが、微妙に違うようでした。こういった講義内容もさることながら、黒板をほとんど使わず口述のみで講義を組み立てていくのが特徴的でした。必然的に講義に集中せざるをえず、このような授業を日常的に受けることになれば予習復習が必要になるとの思いを受けました。

2週目は実際に学生に混じって講義や実習を受けました。こちらの大学では1学年約230人いるそうですが、常に学年100人がまとまって動くことの多い日本とは違い、普段は20～30人ずつの小さなグループに分かれて授業があるとのことで、高校のクラスを一回り小さくしたような規模で授業を受けており、教員と学生との距離がかなり近いように感じました。M3対象の小児科のclinical skillsの授業や中毒学等の授業に参加しましたが、小児科の実習でも1グループ5～6人に分かれてそれぞれに子供の人形があてがわれ、一人一人が細かく指導を受けていました。M4対象の実習（ルート確保、挿管、模擬ER）にも参加しましたが、卒業をもうすぐ控えているとのことで（向こうは6月頃卒業のため）模擬ERではかなり実践的な実習を受けていました。部屋に入ると人形がベッドに横たわっており、心電図や脈拍などが示されていて、学生は与えられた情報を元に患者に問診し、それに対して隣の部屋にいる先生が放送で患者の役回りをするほか、放射線科の医師や運び込まれた患者の兄に扮してERに電話をしたり必要に応じて画像を提供するなど、かなり手の込んだ実習を行っていました。先生はマジックミラーを通じて生徒を観察しており、実習自体もテキパキと進んでいました。終了後にはfeedbackがありましたが、とにかくまずできている部分を洗い出してこれでもかというくらい褒めて自信をつけさせ、その後不十分な部分についてアドバイスが行われていました。これらの実習はclinical skill centerという専門の建物で行われており、ベッドと診察器具が一通りそろった小部屋が常時10以上も用意されていて、学生はかなり綿密に教育されているようでした。

また、色々なスタイルのConferenceに参加する機会にも恵まれました。小児科やFamily Practiceのカンファレンスの形式そのものは日本とあまり変わりませんでした。先生同士がもっとflankな雰囲気であり、自由な話し合いがなされていました。ERと産婦人科の合同カンファレンスでは、お互いの情報交換を行った後に、各分野の症候からどのような病気を疑うか知識を競うゲームのようなものがあり、それぞれのチームに分かれて点数を競い合っていました。どの先生方も非常に活発で、若い先生方が我先にと解答しようとする雰囲気は日本では見られないものであり、このようなカンファレンスであれば実習中の学生も自主的に参加したくなるのではないかと思います。



2週目の水曜日の午後に偶然 Standardized Patients（SP：模擬患者）に対して医療面接とOSCEを行う機会に恵まれました。患者から情報を聞きだして実際に診察を行い、投薬指導まで行うというハイレベルなもので、英語で行わねばならず、かなり緊張させられましたが、終わってみればかなり充実感がありました。もちろん試験ではなかったということや、先生は別の部屋で観察しており、部屋に

は1～2人のSPと医師役の学生1人しかいない状況だったことでもあります。一番の理由は、医療面接が終わった後でSPが、Positive feedbackやNegative feedbackを織り混ぜて細かく評価してくれたことによるものだと思います。SPがすごく丁寧にfeedbackしてくれたことが、何より励みになりました。今までも、日本でSPに対して医療面接を行う機会が何度かありましたが、ここまで丁寧にfeedbackを受けたことはなかったので、日本でも改善されれば良いのと思いました。また、今回相手をして下さったSPの皆さんは役者の卵やミュージシャンなど色々な方がおられました。大学からその都度給料が支払われており、試験に関してかなり緻密な話し合いを大学の教員と行っていました。

研修中、大学病院の病棟の中を見学させていただく機会もありました。病院の真ん中が吹き抜けになっているという構造でどの病室も窓に面していて太陽の光が入るよう工夫がなされていました。さらに印象的だったのは、病室のほとんどが個室で多くても2人部屋までであったという点です。このことにより患者さんのプライバシーが守られるだけでなく院内感染の拡がりを最小限に出来るというメリットがあります。この病室を見て日本の大学病院とは全く違うと思い、こんな病棟だったら入院生活も快適だろうなと思いました。また、いわゆるナースステーションのようなものはなくどの病室からも同じくらいの距離の廊下カルテをおく場所が何ヶ所もあり、検査をオーダーしたり結果を参照出来るPCや画像フィルムは各病室の前においてありました。このためDr.は患者さんのところに行った後ですぐにその患者さんの必要な検査をオーダーしたりカルテを書いたりすることができ、非常にオープンで効率的にできていると思いました。一人のDr.が受け持っている患者さんの数は大体20人くらいということですが、Dr.が一人一人の患者さんと話す時間は日本の場合よりも長く、また医師と患者の距離も近いように感じました。しかし、ここまでするには当然医師の負担も大きく、また病院にも莫大な出費がかかっているため、患者数を確保することも常に考えているようでした。Thomas Jefferson Universityは私立大学ですが、病院の周りにはまるでUNIQLOの広告と見紛うかのような笑顔と明るさに満ち溢れた病院の広告がありました。訴訟が日本に比べて格段に多い米国と日本を単純に比較することはできませんが、アメリカでは病院は患者とどう向き合うのかを総合的に模索しているように感じられ、大学や病院と社会の関わりをどう構築していくかという命題は万国共通のもので感じました。

今回の医学研修では、他大学（東京、九州、筑波、鹿児島）の学生を含め11人で参加しましたが、知識レベルでは学生間で特に大きな差を感じることはありませんでした。ただ、将来Americaで医者になることを考えて米国医師国家試験の勉強に励む学生がいたり、学生の間にも何度も海外の大学に足を運んでいる学生、英語の能力に非常に長けた学生がいたり、それぞれがかなり将来について自分なりに考えを持って行動しているようで刺激になり、普段大学にいただけではなかなか巡り合うことのない色々な考えを持った学生と出会えたことも収穫の一つです。

最後になりましたが、この実習を紹介して下さった学生部長の大槻教授をはじめ、関係者の皆様にお礼申し上げます。色々書きましたが、これを見て来年今度は自分が参加しようと思う後輩の学生がおられましたらこれに優る喜びはありません。

ハワイ大学との交流について

学生部長 **大槻 勝紀**

本学の医学教育は第2学年3学期から第4学年にかけてPBLチュートリアル形式で行われています。比較的早期にしかもスムーズに本学にPBLチュートリアルが導入できた経緯には、本学とハワイ大学との交流をなくして語ることはできません。これまでに教員（化学教室・古谷榮助教授、神経精神医学講座・米田 博教授、第一生理学講座・宮本 学講師、病体検査学講座・宮崎彩子講師、非常勤講師・瀬本喜啓先生）がハワイ大学で実際にPBLのチューター役を、また昨年は第5学年学生（井上亜紀、大槻祐喜、千原英夫、別所 恵、山本君代）がハワイ大学でPBL チュートリアルを経験してきました。本年はハワイ大学の移転に伴いハワイで外国人留学生の受け入れができないため、ハワイ大学からチーム（総勢25名の学生、事務、教員）が来日し、8月22～25日京都で医学教育フォーラムが開催されます。さらにこのフォーラムに先立ってハワイ大学から3名の留学生の受け入れを本学に要望されています。以上の経緯を踏まえ、本学では学生部と中山国際医学医療交流センター（河野公一センター長）との共催で「ハワイ大学との交流に関する委員会」を立ち上げ、本格的に教員、学生との交流を図っていくことになりました。さし当たっては本年6～7月にかけて予定されているハワイ大学生の受け入れ（カリキュラム、宿泊、担当教員、学生の手配など）ならびに8月のフォーラムへの参加教員ならびに学生の決定など、これから至急詰めていくべき問題も多数ございます。ハワイ大学と本学との国際交流を盛り多しものにするために教職員ならびに学生諸君の協力をお願いいたします。

この世に本当に存在する楽園について ハワイ大学教育ワークショップに参加して

教育センター 講師 **宮本 学**

ブルブルという音で電話にでると、「精神科の米田ですが、一月末にあるハワイのPBLのワークショップに行ってみませんか？古谷先生と私は去年行きました。」「はい、行きます。」と即答しました。信じられなかったので、人違いでしたと言われる前に、ただちにすべての手続きを済ませました。3年前になります。これがハワイ大学と私とのつきあいの始まりでした。現在ハワイ大学のワークショップはファカルティを対象にするものは、PBLに関するものと臨床研修に関するもの大きく2つに分けられます。私はすでに両方に参加させていただきました。

ハワイ大学医学部（John A. Burns School of Medicine: JABSOM）の売りは15年前から導入している全面的なPBL教育とPBLと密接に連携し一体化された臨床研修であります。その結果、PBL教育に成功した米国屈指の医学教育校とされています。1989年にPBLの創始校であるカナダのマックマスター校からシナリオを買って高名なパロウズなどの講師陣を呼んでPBLを始めたそうです。現在、ハワイ式PBL教育はすでに確立されていますが、ここに至るまでの関係者の努力はたいへんなものであったと思います。PBLを受けた学生が、次に上級医として教える立場に立ついわゆる米国屋根瓦式教育がPBLのみでなく臨床教育にもよい方向に働いた結果だと思います。しかし、この成功のもっとも大きな原動力は、ハワイの人たちのころころにあったと私は考えます。

今年は、2月21～24日にホノルルで開かれた“Clinical Teaching Workshop”に参加しました。ハワイ大学医学教育室（OME）が主催し、Dr. Jon MartellがDirectorで、先日本学で講演をいただいたDr. Gordon Greeneが補佐でした。ハワイファカルティ全員顔なじみでした。早朝から遅くまで、とくに外来ベースでの臨床教育すなわち、患者さんへの学生紹介、彼らが取った病歴と診察が適切か、さら

中山国際医学医療交流センター

にその報告やプレゼンの評価、日常診療の中で彼らに何を教えるかについて小グループでの討論発表とハワイ大学4年生の学生と模擬患者を使つての実地訓練、ビデオによる相互評価からなっていました。たいへんハードな4日間でした。しかし、Workshopの期間中連日ダウントウン周辺のレストランで彼らと話を花を咲かせることもできました。ここで、ハワイは多民族文化からなる社会というのがポイントなのです。ベトナム料理、タイ料理、韓国風ハワイ料理、欧州風ハワイ料理、韓国伝統料理などなどあらゆる国出身の人がハワイ風多国籍料理を生み出しているのです。彼らおすすめの店



イオラニ宮殿



Izumiさんから買ったバレンタインプレゼントの袋をもつGordon(左)とRay

はどこもたいへんおいしいのです。参考のため、文末にグルメ情報として書き記しておきますのでご利用下さい。今年6月に本学にて研修予定のハワイ大学の学生(新2年生)3人のうち、2人が日系3世あるいは4世です。これらのアジア系の民族が生き生きと暮らしているのです。要するに各民族を差別しようがないほど多民族なのです。白人はマイナーです。Mr. Ray Tabata(プログラムスペシャリスト)とGordonと元OME職員で現在宮殿の管理職のIzumiさんとイオラニ宮殿にいきましたが、米国唯一の王室が白人によって略奪された恨みからハワイのひとの白人嫌いが始まっていると説明されました。ここに彼らがどんな患者さんでもその人全体について、身体的に、社会的に考え論じ判断できる素地が準備されていると考えます。

秋田大学の南屋先生とJonとRayと私とで食事に行ったとき、一番多い名前はなにかという話しになりました。Ray「RyanとかJohnとか太郎だろう。」南屋「日本ではジョンは犬の名前だよ。」Jon「うーん、その犬はきつとすごく賢い犬だろうなあ。」と軽く切り返します。個人の付き合いはまったく平等です。へたな英語でゆっくりしゃべってもいやな顔ひとつせず聞いてくれます。かれらはPBLの症例は実際の患者さんと考えます。そのひとが良くなるように一生懸命調べ議論します。その延長として実際の患者さんの診療があるのです。日常の診療はPBLの延長線上にあるのです。

今もっとも人気のあるハイキングコースはマカプウ岬です。写真は、ラビット島への通り雨の景色です。このように広く見渡せる視野をもつことのできるハワイ大学の医学教育は、全世界に雄飛せよとの大阪医大の教えと一致するのではないのでしょうか。この景色、この食べ物、この友人達に囲まれ、まるで楽園にいるようでした。これが、ハワイ(大学)と私とのつきあいの現況です。



マカプウ岬の通り雨

観光およびグルメガイド

Willows(ハワイ料理) : Onjin(韓国風ハワイ料理) : Naturally Hawaiian(おみやげ物)
Pho Mai(ベトナム料理) : Iolani Palace(イオラニ宮殿) : Pae Thai(タイ料理)
Aaron's Restaurant(バー) : Makapuu Ridge(マカプウ岬) : Manana(Rabbit Island)
Mary Jane's Kitchen(伝統的韓国料理)

中国・上海訪問記

応用外科学講座口腔外科 教授 島原 政司

平成16年12月10日から12日まで上海市浦南医院劉院長（大阪医科大学脳神経外科学教室に留学）ならびに上海第二軍医医科大学附属病院口腔外科姜教授の招きを受け、わずか3日間であるが上海市に滞在した。上海訪問は4回目である。同行したのは本学口腔外科の有吉靖則講師、高槻で歯科を開業中の恩田信雄先生（上海浦南医院客員教授）福井市で歯科を開業中の大森正雄先生（元名古屋大学医学部口腔外科）である。

初日は浦南医院にて『日本における口腔外科の現況』と題して2時間の講演を行った。通訳は浦南医院脳神経外科（同病院より在上海日本国総領事館に出向中）の夏寒松医師をお願いした。夏医師は約10年間大阪市立大学医学部脳神経外科学教室ならびに関連病院に在席されていた。日本語は堪能で発音も日本人とかわりない状態であり、講演の原稿なしに通訳をしていただいた。浦南病院には3年前にも講演の依頼があり訪れている。その際同病院より客員教授（客座教授）の称号が授与された。この関係もあり今回再び招聘を受けた。

講演の後、浦南医院・国際医療センターの曹達明先生の案内で同病院を見学した。同病院には国際医療センターがあり多くの日本人が入院していた。入院している日本人の多くは上海への長期出張中に病に倒れたもの、あるいは日本から漢方医学の治療を受けるために入院、加療を受けている人達である。また、中国滞在中にやむなく病に倒れた日本人の帰国の世話をし、同病院に関係する医師が日本まで同行もしているようである。



講演中の筆者



左：上海第二軍医医科大学姜教授 中央：筆者
右：浦南医院脳神経外科夏医師

翌日は劉院長、夏寒松医師ならびに梁玉敏（上海市第二軍医医科大学脳神経外科、大阪医科大学脳神経外科学教室留学）の案内で上海市ならびに近郊を案内していただいた。同日夕方には常州市（高槻市と姉妹都市）で歯科を開業している劉正秋医師と会うことができた。同医師には前回の訪問で講演を行った時に通訳をしていただいた。約10年間、名古屋大学医学部口腔外科学教室をはじめ、名古屋市立大学医学部等で研究され学位を取得されている。常州市は日本企業が多く、多くの日本人が家族とともに滞在しているとのことである。日本語を話せる歯科医師として多くの日本人が歯科治療のために同歯科医院を訪れて、同医師のお世話になっているよう

である。詳細は不明であるが、上海をはじめ中国には日本人の歯科医師が多く滞在していると耳にした。

上海は人口1300万人を擁する中国最大の都市である。かつてはフランス、イギリス、日本などの影響を受け、幾多の歴史の荒波にもまれ、東西混交の独特の文化がこの地に作られた。現在は中国の経済の中枢を担う国際都市として多方面で発展している。このため多くの日本人が上海に生活の基盤をおいている。高層ビル、高級マンション、高級別荘も多く建設されていた。

最終日には上海市内から空港までリニアモーターカーで移動した。最高速度は時速430kmであった。空港まで自動車で一時間を要するところを、わずかに7分間である。最初に上海市を訪問した10年前とは雲泥の差である。東西混交の独特の文化が薄れてきたようにも思われた。

今回の訪問にあたりご協力をいただいた中山国際医学医療交流センター長：河野公一教授に感謝いたします。

研究機構

平成16年度 研究機構 共同研究プロジェクト発表会

研究機構長 佐野 浩一

平成16年4月1日をもって、機器共同利用センター、ハイテク・リサーチ・センター、先端医療構築委員会が統合され、さらに平成17年4月1日にはバイオセーフティ実験室を統合して、島田学長の研究機構構想は完成することになります。

平成18年に学校教育法・大学設置基準等が改正され、講座・学科目制度に関する法的根拠がなくなり、新しい大学制度が構築される方向に向かう模様です。報道等ですでにご存知の通り、教授・准教授・助教と呼ばれる教員をおくことになります。講座や学科目の単位がなくなり、これらの教員が独立して教育研究にあたることになると、教育研究費は細分化され、研究の高度化を阻害しかねません。そこで、教員がそれぞれの研究費を持ち寄って組織がオーソライズした共同研究プロジェクトを立ち上げる必要が出てきます。この体制に移行するために、教育研究に関わる政府開発援助などの補助金が共同研究プロジェクトに対して積極的に交付されていると思われます。

このような中で、学内で行われている共同研究を一元化することが必須であります。本年度は研究機構の共同研究プロジェクト5件に対して高度化推進特別補助を、研究機構に関しては個性化推進特別経費補助を受けることができました。そこで、研究機構共同研究プロジェクトの成果を年報に掲載する準備を進めるとともに、発表会を開催いたしましたので報告いたします。

この発表会には50名を超える方々の参加があり、盛会裏に終えることができました。研究機構に関わる共同研究の内容及び発表会のプログラムを添えて報告申し上げ、参加者のみならずご理解とご協力をいただきました皆様にくらげのお礼申し上げます。

個性化推進特別経費補助の申請内容

研究機構設立の目的：医学の教育研究を推進するために設置したものである。本機構の前身である中央研究室は大学院設置に伴う研究高度化のために設置された。その後、講座制を維持するため、高度化機器の設置場所として機器共同利用センターに改組したが、実質的には講座や大学の壁を超えた共同研究が主流となっていた。そこで、少子高齢社会を迎えて労働者人口が減少する中で、より少人数で高度な医学研究を推進できるよう集約強化された機構を構築した。

研究の内容及び特色：本機構の研究は悪性腫瘍の西洋医学的先進治療の基盤となる特定の遺伝子およびGABAシステムによる悪性腫瘍の増殖及び転移抑制に関わる研究から、悪性腫瘍患者の日和見感染予防を念頭にいた上皮系の生体防御機構の解明、さらに化学療法中に生ずる有害廃液処理法の開発、加えて、悪性腫瘍の治療上不可避な代替医療として必要となる和漢薬の悪性腫瘍細胞に及ぼす影響に関する内容を研究テーマとしている。このような急性期医療から代替医療にわたる広範な悪性腫瘍の医療基盤だけでなく環境負荷の軽減にまで範囲を広げた医学的研究は単独講座では為しえず、極めて特色のある研究内容である。

研究成果：腫瘍の転移に関わる因子（東 / 泌尿器科学・渡辺 / 第2解剖学）や腫瘍マーカー（渡辺 / 第2解剖学）、抗悪性腫瘍作用をもつ薬剤・遺伝子の解明（大槻 / 第1解剖学）、上皮細胞の線毛による生体防御機構の解明（中張 / 第1生理学・森 / 第2病理学）、各種悪性腫瘍細胞内で起りうるアミノ基転移酵素反応の解明（林 / 医化学）、抗悪性腫瘍剤を含む医療排水の無毒化技術の開発（佐野 / 微生物学）が進んでおり、各年度の年報に掲載した。また、一部の産学連携研究の成果は知的財産として、日本国特許（2件）と海外特許（3件）を共同研究企業と共願申請中である。

将来構想：本機構は労働人口の減少した少子高齢社会に適応して、高度な医学研究を推進しようとするものであり、現在各講座別に行っている似通った研究テーマを集約強化する計画である。すなわち、年

報によって収集した学内各講座に散在している様々な研究に関する情報を分析し、悪性腫瘍のみでなく広く医学領域の研究を推進できるようにテーマを多様化する計画である。長期的には産学連携研究等を含めてテーマを多様化し、さらに広く地域に開放し、地域の研究拠点形成を行いたい。



発表会プログラム

開催日時：平成17年3月17日 17:00～19:15

開催場所：講義実習棟 2階 第1講堂

司会進行：森 浩志副機構長・大槻勝紀副機構長

開会の辞

- 1, 「TGF- signal transduction-suppressive mediator “ Smad6,Smad7 ” の遺伝子導入による、腫瘍の増殖、および転移抑制効果の検討」(東プロジェクト執行責任者)
- 2, 「 婦人腫瘍細胞に対する和漢薬のapoptosis誘導能と増殖静止・抑制効果に関する研究」(後山プロジェクト執行責任者)
- 3, 「 抗癌剤等を含む医療廃液処理法および医療用電気分解産物の開発に関する研究」(佐野プロジェクト執行責任者)
- 4, 「 正常および異常組織・細胞におけるGABAシステムの集学的共同研究」(渡辺プロジェクト執行責任者)
- 5, 「 生体防御機構としての上皮膜機能の活性化因子の研究」(中張プロジェクト執行責任者)
- 6, 「 癌疾患および生活習慣病の克服 - 血管新生を制御する分子機構とその治療法の開発」(ハイテクリサーチプロジェクト研究グループ代表)

閉会の辞

「第1回LDフォーラム」開催される

LDセンター長 玉井 浩

さる平成17年3月5日、6日に本学臨床第1講堂において、第1回LDフォーラムが開催されました。北海道から鹿児島まで、全国各地から2日間延べ500名余りの参加がありました。フォーラムのメインテーマを「日米LD研究及び実践の現状と課題」と題し、米国ハーバード大学から2人の講師をお招きして、日本より進んでいるとされる最新の神経画像検査(MEGやfMRIなど)を用いた研究や、それを基礎に教育にどのように生かされているのかを講演していただきました。日本からは、竹田契一LDセンター客員教授が「日本におけるLD教育はどこまで進んでいるか」と題して、日本の



現状を話されました。また、藍野大学の若宮英司教授(LDセンター顧問)が「ディスレキシアについて～オーバービュー～」を、奥村智人(LDセンター・オプトメトリスト)が「視機能の低下が読みに与える影響」について講演を行いました。小児期におけるディスレキシアは発達性読み障害といわれますが、英語と日本語では表記体系が異なっているため日本語としての研究が必要であり、LD児の教育を考える上でも有益な講演でありました。視機能に関する講演では、読み障害をもつ子どもの中に眼球運動の拙劣さをもつ児がみられ、眼球運動訓練をすることによって改善する症例がビデオ画像で提示され注目されていました。

さらに高槻市と堺市の小学校教諭である植村美栄子先生、米田和子先生から、それぞれの市の実践報告がありました。両市のLD児指導への取り組みは早く、また組織立った教育実践がおこなわれており、各地の教育関係者からも注目される内容でありました。

パネルディスカッションでは、福井県で開業しながら発達障害支援センターを併設している平谷美智夫先生から、「日本におけるLDの医療面の現状と課題」と題して講演を頂きました。医療者が正確な診断を下さないと、その後の正しい療育の道が開けないという信念をもって診療をされている方であり、とくに発達障害を診療できる小児科医・児童精神科医の養成が必要と話されました。

また、文部科学省特別支援教育調査官である柘植雅義先生からは、今回の教育改革は明治以降3回目の大改革であり、「障害の程度等に応じ特別な場所で行われていた特殊教育体制から、障害のある児童生徒の教育的ニーズを的確に把握し、柔軟に教育的支援を実施する特別支援教育体制へ」転換する大改革であるという認識で全国の学校・教育委員会を指導されているとお話を頂きました。そして、2人の外人講師と日本のLD児を取り巻く医療・教育環境について実りある討論がなされました。

2日間にわたって行われた本フォーラムは、LDセンター開設後4年を経過し、5年目を迎える飛躍の年に極めて有意義なフォーラムでありました。今後も本学関係者のご理解を得ながら、また社会からの期待に応えるべく努力して参りたいと考えています。



「高次脳機能発達総合研究」寄附講座紹介

鈴木周平

平成17年4月1日より、本学初の「寄附講座」がスタートします。いかにも長い講座名ですが、スタートするスタッフは2名（講師・助手各1名）と小さな所帯です。その小さな所帯で研究するテーマとは、「認知や行動の背景にある、発達期の脳機能」に関するものであり、学習障害や注意欠陥多動性障害、広範性発達障害といったいわゆる「発達障害」の生物学的理解につながる研究が主体となるでしょう。また、具体的な研究ツールとしては脳機能画像（脳磁図、ファンクショナルMRI、光トポグラフィー）や電気生理的手法（誘発電位など）を利用していくこととなりますが、その他に神経心理学的評価や遺伝子解析なども今後の発展的研究のためには必要であると考えています。このような多岐にわたる研究を進めていくためには当然学内外との共同研究も多くなるとは思いますが、やはり研究者個人個人のもつ斬新な発想・アイデアや一人一人の子どもを真摯に見つめるスタンスがこういった研究に欠かせないと気を引き

締めております。加えて『子ども』を対象とする研究室ですから、ナイーブな彼らに対する配慮は言うに及ばず、我々自身も対象に対する子どものような純粋さを持ち合わせることも必要でしょう。

研究室は研究棟5階北側の一室となります。この狭いスペースから無限の想像力（＝これも「脳機能」）をもって広い世界に飛び出していきたいと願っております。昨今の一流医学雑誌の論文は、かつての「免疫学・分子生物学」花盛りの様相から、「脳科学」へと完全に移行しているようです。本学もこの大きな学問の流れに遅れをとることなく、小さな大学からでも価値のある情報を発信できればと思います。山椒は小粒で…。

まっさらな研究室で心もまっさらにしてスタートしたいとスタッフ一同思っております。学内の関係部署の皆様のご理解とご支援をよろしくお願いいたします。



出張報告

総務部人事課 外山 智士

- 1. 期 間 平成17年3月10日(木)午後1時~午後5時
- 1. 場 所 大阪市立浪速人権文化センター2階小ホール(大阪市浪速区)
- 1. 目 的 社団法人部落解放・人権研究所第61回総会及び記念講演出席のため
- 1. 内 容

午後1時から開始された総会は、400名以上(主催者側発表で約450名、但し委任状による出席者を含む)の出席の下、執り行われました。議題は、2005年度事業計画、2005年度予算、2005年度体制、定款の変更、基金の設置、2005年度基本日程などで、全て当初の案のとおり承認されました。

総会での審議・報告事項を通じてご報告すべきは、事業計画の審議の際に示された人権をめぐる国連の新たな動向に関する点と、施行を間近に控えたわが国の個人情報保護法のセキュリティーホールに関する点の2点にあります。

まず、国連の動向につきましては、国連が今年から新たな取り組みとして開始する「国連持続可能な開発のための教育の10年」の中で、「3つの公正」の実現の重要性が示されていることが話題となりました。3つの公正とは「同じ時代に生きている世代内の公正」「現在生きているものと将来生まれてくるものとの世代間の公正」「人間と他の生物、自然との公正」の3つを指します。この新たな公正の概念が将来的に普遍化すれば、国や地域による貧富の格差や、将来の世代に過大な負担を強いる財政、社会保障等の政策、見境のない環境破壊などは、公正の精神を欠くものとして全て人権に関する問題として取り扱われてくる可能性が濃厚となりました。

次に、わが国の個人情報保護法のセキュリティーホールに関しましては、昨年京都で発生した一事例が紹介されました。この事例では、結婚の際の身元調査において、不当な方法で戸籍調査が行われ、当事者の人権が侵害されましたが、人権侵害を行った人物を特定するために情報開示請求を行ったところ、市の人権保護規定により、この人物の人権が保護され、結局氏名は開示されませんでした。来月から施行される個人情報保護法では、住民基本台帳や戸籍は保護の対象とならないため、この事例と同様に被害者が保護されず加害者が保護されるという矛盾が生じる危険性がある点に注意が必要であるとのことでした。おそらくは保護に値する者が保護されないような明白な制度の瑕疵や矛盾は、この事例に限らず、法施行後当面の間、法令とガイドラインの間、ガイドラインと内部規程の間などあらゆる側面において露呈し混乱をきたすことも予見されるとのことでした。

次いで、午後3時から開催された記念講演では、中国芸術研究院音楽研究所研究員の項陽博士が、中国における差別制度である「楽戸」(がっこ)に関する講演を行いました。

楽戸は4世紀（北魏朝）から18世紀（清朝）に至るまで続けられた賤民制度で、もともとは、犯罪者、政治犯、捕虜とその家族の戸籍を他の人々の戸籍と区別して楽戸とし、楽器の演奏や歌謡、舞踊、演劇、理髪、一部では売春等の仕事に従事させたことに始まっています。（楽戸以外の者が芸能活動をするを原則禁止していた時代もかなり長く続きました。）一度、楽戸の籍に入れられた者は、子孫末代に至るまで楽戸の籍から逃れられず、同じ楽戸の者と結婚し子孫を設けるというライフサイクルを千年以上も続けてきました。

清朝において、楽戸制度は廃止されましたが、その後二百年以上を経てもなお、国民の中に慣習として生き続け、未だ、結婚や就業の自由が完全に保障されない状況にあります。

真の解放が楽戸において進まない原因としては、楽戸の民自身が一般の国民と同化することに躊躇していることが挙げられます。楽戸の民曰くは、一般の国民と結婚などで同化しようとするれば、虐げられて苦しい思いをするであろうことを見通し、敢えて楽戸の枠の中に留まって生きていこうとしているといいます。また、楽戸は音楽・芸能を中心に生計を立てていることから、一般の国民よりも経済水準が相当高く、身分は低くとも生活には事欠かないことも解放が進まない原因の一端を形成しています。

近年では、楽戸以外の一般の国民も音楽活動に従事するようになりましたが、この流れはひとえに市場経済の流入によって音楽活動の経済的な魅力が再認識されたことによるものであり、自らが楽戸出身者であると思われることを恐れて、敢えて楽戸出身者と距離を置く音楽関係者も少なからずいるのが現状です。

楽戸制度は差別の制度としての側面を持つ反面、中国国内の伝統的音楽や周辺諸国から伝来した音楽を時代を超えて忠実に伝承しただけに留まらず、中国の伝統的音楽・芸能文化を体系化し、発展させるなど、中国文化の形成に多大な貢献を果たしました。

感想・考察

中国社会は、楽戸とされた一部の国民の犠牲のもとに、伝統に基づき体系化された豊かな音楽・芸能文化の恩恵を受け、享受してきました。

全体の利益のために一部の国民の人権が犠牲となるという構図は、現代においても珍しい事ではなく、日本国憲法においても公共の福祉のためには個人の人権が一定の制約を受ける余地があることが謳われています。もっとも、現代においては、人権を制約する場合には合理的な理由が必要であり、一定の補償も為されなければならない、その点において、人権意識の着実な進歩の跡が見受けられます。

この度、国連が打ち出した3つの公正は、これまでよりマクロな見地からの平等を図ろうとする趣旨のものですが、これらの目標を実現するためには個人の人権を制約しなければならないことから、全体の利益のために個人の人権を制約するという面においては、伝統的な構図と共通し

たものがあるといえます。

ただし、この3つの公正の真骨頂は、これまでのように単に全体対個人の構図の中で、全体のために個人が犠牲になるということではなく、このまま個人の人權を制約しないことにより人權や権利を侵害される相手方を明確に示し、その相手方の具体的な人權、権利、保護法益に成り代わり、全体が個人に制約をかけるという論理が構築されている点にあります。この論理を成り立たせるべく、現在の法律の中では人權や権利の客体とはならない、将来生まれてくる予定で現在生存しない人間や他の生物や自然そのものをも保護の対象にしている点も斬新です。今後、人權をめぐる議論の一層の進展が予感されます。

片や、世界的な個人情報保護の動きは、これまで国家や組織が比較的自由に扱うことが出来た個人情報に対し、各個人の権限を大幅に拡大しました。この点においては個人の保護のために全体に制約を与えており、対極的な動きであるとも理解できます。

保護されるべき人權の定義は、近年では年を追って目まぐるしく進歩し、この動きに伴って保護される人權の枠組みも大きく変わってきています。個人情報保護法の一件をとっても、社会はその変化の速度に追随するのに懸命になっているといえます。

しかし、定義がいくら変わろうとも、揺るがないのは、人權侵害は、いかなる理由があっても許されないということであり、人權侵害は人間の愚かさや醜さを具現化したものであるという事実です。この大局を見失って、目先の物事しか認識しなくなれば、即ち、京都での一事例のように、保護すべき者と保護に値しない者の逆転を容認するような結果を招くという事を、私たちは肝に銘じなければなりません。

そして、今回の総会・特別講演を通じて、もう一点私たちが見逃してはならないのは、人權侵害を許してはならないということと、人權侵害の下に築かれたものの全てを否定することということとは決して並立する命題ではないということです。

楽戸の場合は、楽戸に登録された一族を代々音楽や芸能にしか従事させない差別制度であったために、楽戸に生まれた子供は、幼い頃から音楽や芸能の専門教育を受け、一族全体が音楽・芸能の専門家として懸命に更なる芸術性を追い求めていきました。それ故、極めて高度な音楽・芸能文化を中国にもたらしました。不当な差別が根源にあるからといって、その下に築かれたこれらの芸術をも否定してしまえば、それこそ楽戸の民の永年にわたる多大なる犠牲をあまりにも無視しているといわなければなりません。

しかしながら、人間の醜態としての差別制度が、人間の心を洗うような芸術の英知を築いたというのは大いなる皮肉といわざるを得ません。近年中国の音楽界は若手の活躍により、日本にいる私たちにも、胡弓（二胡）など伝統的な楽器の美しい音色が日常的に届いてくるようになりました。今回の出張を機に私は中国の伝統的音楽や芸能に触れる度に単にその美しさを愛でるだけでなく、楽戸の民にも想いを馳せるようになることでしょう。

平成17年度 医学部医学科・大学院医学研究科入学宣誓式

日 時： 平成17年4月4日（月） 午後2時～

場 所： 臨床第1講堂

医学部医学科入学生 104名

大学院医学研究科入学生 41名



平成17年度 入学式告辞

大阪医科大学 学長 島田 眞久

新入生諸君ご入学おめでとう！保護者の皆さまご子弟のご入学おめでとうございます。また、本日は法人役員の方々、更には、諸君達が6年生になった時に関西医科大学の附属病院に臨床実習をお願いしている関係で、関西医科大学の日置学長にも臨席賜っております。

まず、諸君に最初に言っておきたいことは、諸君が今日あるのは、日頃、生活の面倒をいただいたご両親を始め、学校の先生方、友人、クラブの諸先輩方、その他多くの方々の支援によるものであったことをまず感謝すべきであり、決して自分一人の努力によるものでなかったことを肝に銘じておいていただきたい。

さて、これから過ごされる6年間というのは、新入生にとってはとても長く感じられるでしょうが、卒業生から見ますとあっという間の6年間であったということです。もっとやりたかったこと、勉強しておきたかったことが心残りという学生が毎年多くおられます。本学の1期生は90歳を越えられまだ元気な先輩が大勢おられます。どなたとお話ししましても、学生時代のことを昨日のように話されます。それほど、諸君たちが経験するこの青春の6年間は終生良き思い出として強く記憶に残ることになります。この6年間に有意義に過ごすための条件を4つ話し、学長から諸君へのメッセージとします。

まず一つは、これからどんな医者を目指すのか早く目標を決めていただきたい。本学がどのような医者を養成するために昭和2年に我が国最初の5年制高等医学専門学校として開学したかご存知でしょうか。それは一に建学の精神にあります。当時、日本は人口増加に悩んでおり、その解決策として移民を考え実行しました。海外に開拓団として送るとき、医療の担い手としての医師を養成することを目的に本学は設立されたわけであります。校歌に出ております、「嗚呼南冥の空遠く、かのアマゾンの岸の花、

学内行事

「はた崑崙かゴビの原」は、開拓団と共に医療の担い手として遠く南米ブラジル、東南アジア、中国に雄飛することを歌っております。時が流れ、現在では、グローバル社会で活躍できる良医を養成することが建学の精神となっております。諸君はこれに応える医者となるために勉学に励むのか、あるいは、自分でどういう医者になろうとするのか、早く目標を定めその目標に向かって突き進んでいただきたい。どんな医者を志すにせよ、在学6年間の間に是非、TOEFL 550点以上かTOEIC 730点以上の英語力を身に付けておいていただきたい。そうすれば、5～6年生になれば英米の病院の短期臨床実習への参加が可能となる外、卒後も海外留学のための各種助成を受けるのに非常に有利になり、世界を舞台に活躍できる場が確保されることとなります。人は目標を失った時、不平、不満を言うと言われています。諸君の口から不平、不満が出たとき、それは諸君が目標を失っている時であります。

二つ目は、心に余裕、ゆとりを持っていただきたい。卒業までに夢中になれるような趣味を是非ひとつ身につけていただきたい。そのためには、クラブに入り活動するのがもっとも手っ取り早い方法であります。人の智慧は、見たり、聞いたり、試したりによって培われますが、試したりによって人は感動します。クラブ活動はそれが実体験できる場でもあります。

三つ目は、毎日朝ご飯を食べて大学に来ていただきたい。朝食を取るということは、規則正しい生活ができているということでもあります。つまり、健康の第一条件は、まず、ご飯をおいしく食べられるということでもあります。新入生の学外合宿時と学年の中ごろにあります公衆衛生実習時でそれぞれ測定しております体力トレーニングとアンケート調査によるデータを取っておりますが、朝食を毎回取っている学生とそうでない欠食学生とでは有意に体力差・学業成績差が見られました。また、同時に規則正しい生活習慣が身についているかどうかにも差が見られました。体力がなければ、心にゆとりができません。心にゆとりがなければ、目的、目標を失いがちになります。

四つ目は、禁煙問題です。昨年、本学の附属病院が第三者の病院評価機構の評価を受けました。病院を禁煙にしないと病院評価そのものを受けられませんが、病院と大学との建物の区別も困難なことから病院、大学全館を昨年夏より禁煙にしました。喫煙する、しないは、個人の問題ですが、周りにいる人達が結果的に受動喫煙させられ、他人の健康を害することになるので、ことに健康を管理すべき病院は勿論のこと、そして、それを教育すべき立場の医師を養成している医学部は率先して禁煙しなければならないということです。今のところ、館内禁煙ですが、病院評価機構の話によりますと敷地内での禁煙は時間の問題とのことであります。医師を志している諸君は、学生時代から禁煙の習慣をつけておかないと、病院に就職することができない時代がすぐそこまでやっています。昨年公表された統計によりますと、日本の医師の喫煙率は20%で、ほぼ4人に1人が吸っていることになり、欧米の5%に比べ4倍高く、我が国の医師の環境衛生に対するモラルが問われています。また、受動喫煙された人は、学習能力に優位の低下が見られたことも同時に発表されています。以上のことを心にしっかりと刻み付け悔いのない青春を送っていただきたい。

最後となりましたが、大学院の諸君にはこの4年間で研究者として独立できる、基本的知識・技能・態度を身に付けられ、課程修了までに国際社会に通用する論文を一本仕上げたい。諸君が研究される専門分野には世界的にどのような雑誌がノミネートされどのような評価を得ているのか、図書館に行けば簡単に知ることができます。出来上がった研究をできるだけ評価の高い国際雑誌に投稿して、世界の専門領域の学者の評価を得るように挑戦していただきたい。研究の評価は、自分だけではなく、第三者が評価するものです。よく言われることに「一人自慢のほめてなし」という諺があります。自分の行った研究の質保証のためにも、国際的なその道の専門家の審査を受けておく必要があります。そうすれば、次なる仕事に向けて、大きな自信がつくこととなります。今年は、大学院定員54名に対し41名の若き院生が入学されました。諸君たちが、大学の持つ使命である「文化の創造と継承」に向かって一層努力されますことを期待いたします。

平成17年度 入学者

医学部医学科

赤星 佑	乾 洋勉	大保 拓也	齋藤 賢吉	寺井健太郎	久富隆太郎	村山 結美
浅江 仁則	今村 格	大森 直樹	更家 由梨	寺田 信一	菱田 藍	森 玲央那
足立 洋	岩佐 一生	岡井 主	白木 梓	外村 香子	寛島 佑史	森川 恵輔
足立 玲子	上坂 美智	岡本 賢治	新宅 将之	中尾 謙太	福本 真延	森田 充紀
綾仁 悠介	上原 尚子	岡山 達志	杉野由希子	中西 祐介	藤本 尚子	安岡 秀高
荒木みどり	氏野 直美	小澤 孝弥	鈴木 達也	長峯 達成	古林 玄	安川 俊樹
有海 晋平	臼井 俊方	加藤 了資	須田 あい	南原 利彦	前橋 伸子	柳澤 公紀
在田 貴裕	内本 泰三	加納康太郎	角南 健太	西井 由佳	榭田 翠	山形 健悟
池田 邦明	江並 朋美	川西 彩加	角南 智子	西村恵里子	松井 優紀	山口 和才
池田 周正	大岩 雅彦	岸田 翔子	高井 朋聡	布出 実紗	松浦 広昂	山崎 哲司
石蔵 由樹	大下 彰史	鬼頭 章子	竹内 孝治	野原 悠貴	松田 真和	山本 修平
石黒 まや	大須賀 翔	隈部 香里	武田 和	橋村 卓実	松波小百合	吉田 裕亮
石見 成史	太田沙緒里	慶元 正洋	田中 稔恵	林 佑紀	眞野奈津子	米澤 昂
出原 啓介	太田 真	郡山 仁志	辻 博行	原 美紀	三宅 優子	李 和純
一尾 享史	大塚由利子	斎藤 明菜	辻 有希子	朴 陽太	村上 敏春	

(104名)

大学院医学研究科

井上 奈緒	樋口 由美	細川 隆史	飯盛 章雄	中尾 亮太	浅井 重博	島原 武司
仲 真由美	藤本 圭一	松本 和子	片嶋 隆	安井 昌子	大野 克記	天野 信行
赤松香奈子	武田 義弘	岡田 俊彦	木全 玲	安賀 文俊	岡本 純典	井畑 峰紀
青木 宏明	谷本 啓爾	柿本 一城	堤 淳	木村 光誠	坪井 競三	善 憲史
平山 隆則	玉舎 学	能田 貞治	岡本 直之	伏谷 英朗	福原徹太郎	原田慎一郎
孫	坂東 園子	依田有紀子	玉城 裕史	宮田 至朗	安井 憲司	

(41名)

平成17年度新入生学外合宿実施



平成17年度医学部新入生に対する学外合宿が、京都厚生年金休暇センター「ウエルサンピア京都」(京田辺市)において、新入生104名と教職員約30名の参加のもと、4月5日(火)～4月7日(木)の2泊3日にわたり実施されました。

新入生達は、グループ討論、ビデオ鑑賞、救急蘇生、体験学習、先輩からのメッセージ、懇親会など多彩な日程の中でお互いの親睦を深めました。

新入職員辞令交付式



平成17年4月1日(金)午前9時30分から、臨床第1講堂において、新規採用者158名に対し、理事長より辞令が交付されました。

採用者内訳

事務職員	2名
技術職員	18名
看護職員	133名
契約職員	5名

個人情報保護法施行に伴う研修会

平成17年4月から施行の「個人情報保護法」について、大学ならびに附属病院における個人情報の管理に対する理解と対応のために、臨床第1講堂にて以下の通り研修会が開催され、多数の教員、職員が出席しました。



平成17年2月4日(金) 17:00～19:00

『医療をとりまく個人情報の取扱いについて』

講師：佐古俊晴先生

日本プライバシープロフェッショナル
協会(JPPA)認定

(株)メディセオホールディングス上
席執行役員
CS開発部長

平成17年2月17日(木) 17:15～18:15

『大学における個人情報保護法の取扱いについて』

講師：野口 淑先生

(社)日本能率協会

学校法人経営支援センター

上席研究員



平成16年度看護専門学校卒業式



平成17年3月10日（木）午後1時から、臨床第1講堂において、看護専門学校の卒業式が挙行政され、第一・第二看護学科計81名の卒業生が巣立っていきました。

第一看護学科	42名
第二看護学科	39名

平成17年度看護専門学校入学式



平成17年4月12日（火）午後1時から、看護専門学校新校舎講堂において、入学式が挙行政され、看護師を志す83名が入学しました。

平成17年度 市民公開講座

平成17年度市民公開講座（第1回）が、下記の通り開催されました。

[第1回]

4月16日（土）午後2時～ 臨床第1講堂

『難聴と耳の手術』

講師 耳鼻咽喉科 講師 萩森 伸一

『耳鼻科で使われるお薬について』

講師 附属病院薬剤部 樋口 沙織



萩森 伸一 講師

会議・行事予定

主要会議とその主な議題

2月1日から4月30日までの主要な会議とその主な議題は次のとおりです。

[理事会]

(2月8日)

審議事項

1. 学校法人大阪医科大学歴史資料館規程の制定について
2. 大阪医科大学特別任命教員規程の一部改正について
3. 大阪医科大学寄附講座規程の一部改正について

報告事項

1. 歴史資料館に関する協定書締結について
2. その他(内部監査・私立医科大学協会関係・学事・病院関係事項報告他)

(3月8日)

審議事項

1. 大阪医科大学附属看護専門学校長の選任について
2. 学校法人大阪医科大学コンプライアンス委員会規程の制定について
3. 大阪医科大学学則の一部改正について

報告事項

1. 担当理事運営会議報告
2. 日本私立大学連盟報告
3. 医学部看護学科設置検討会関係
4. その他(学事・病院関係事項報告他)

(3月29日)

審議事項

1. 平成17年度事業計画について
2. 平成17年度予算について
3. 借入金について
4. 法人の代表者について
5. 学校法人大阪医科大学寄附行為細則の一部改正について
6. 学校法人大阪医科大学事務組織並びに事務分掌規程の一部改正について
7. 学校法人大阪医科大学服務規程の一部改正について
8. 学校法人大阪医科大学賞罰規程の一部改正について

9. 大阪医科大学附属看護専門学校学則の一部改正について

報告事項

1. 平成16年度資金収支決算見込報告書について
2. 評議員について

[評議員会]

(3月29日)

1. 平成17年度事業計画について
2. 平成17年度予算について
3. 借入金について
4. 学校法人大阪医科大学寄附行為細則の一部改正について

報告事項

1. 平成16年度資金収支決算見込報告書について
2. 評議員について
3. その他(学長・病院長・看護専門学校長報告)

[臨時教授会]

(2月18日)

審議事項

1. 平成17年度入学試験に関する件
2. 人事に関する件
3. 学長予定者選挙に関する件
4. 各種委員会委員の改選に関する件
5. 公開講座運営委員会委員に関する件
6. ハワイ大学との交流に関する委員会委員に関する件

報告事項

1. 学長報告
2. 学生部長報告
3. 病院長報告

[大学院医学研究科委員会]

(2月18日)

1. 大学院語学試験委員会委員に関する件
2. BULLETIN誌掲載論文の副査に関する件
3. 学外研修の許可願出に関する件
4. 研究生の願出に関する件

【教授会】

(2月23日)

審議事項

1. 平成17年度入学試験に関する件
2. 人事に関する件
3. 名誉教授称号授与に関する件
4. 寄附講座「高次脳機能発達総合研究」専任教員の任用に関する件
5. 学長予定者選挙に関する件
6. 各種委員会委員の改選に関する件

報告事項

1. 学長報告
2. 学生部長報告
3. 教育センター長報告
4. 病院長報告
5. 倫理委員会報告

【大学院医学研究科委員会】

(2月23日)

1. 平成17年度大学院入学試験に関する件
2. 大学院特別講義に関する件
3. 学外研修の許可願出に関する件
4. 研究生の願出に関する件

【教授会】

(3月16日)

審議事項

1. 人事に関する件
2. 平成17年度学内講師継続任用に関する件
3. 非常勤講師の継続任用に関する件
4. 非常勤教員・非常勤医師の継続任用に関する件
5. 各種委員会委員に関する件
6. 実験動物センター長の改選に関する件
7. 治験審査委員会委員に関する件

報告事項

1. 学長報告
2. 学生部長報告
3. 病院長報告
4. 教育センター長報告
5. 倫理委員会報告

【大学院医学研究科委員会】

(3月16日)

1. 学位論文審査結果に基づく可(合)否決定に関する件
2. 平成17年度研究生・研究生(出向医)の継続願出について
3. 退学願出に関する件

【臨時教授会】

(3月23日)

審議事項

1. 人事に関する件
2. 第1学年生の退学願出に関する件
3. 第1・2・3・4学年の進級可否判定に関する件

報告事項

1. 学長報告
2. 学生部長報告

【大学院医学研究科委員会】

(3月23日)

1. 平成17年度研究機構共同研究プロジェクトに関する件

【臨時教授会】

(4月2日)

審議事項

1. 平成17年度入学者決定に関する件
2. 人事に関する件
3. 教育センター長の代理に関する件
4. 教育主任者等の委嘱に関する件

報告事項

1. 学長報告
2. 学生部長報告
3. 病院長報告

【大学院医学研究科委員会】

(4月2日)

1. 学外研修延長許可願出に関する件
2. 平成17年度研究生(専攻医)の継続願出に関する件
3. 平成17年度研究生(出向医)の継続願出に関する件

会議・行事予定

【教授会】

(4月20日)

審議事項

1. 人事に関する件
2. 学長予定者選挙に関する件
3. 入学試験に関する委員会委員の改選に関する件

報告事項

1. 学長報告
2. 学生部長報告
3. 教育センター長報告
4. 病院長報告
5. その他

【大学院医学研究科委員会】

(4月20日)

1. 学外研修の許可願出に関する件
2. 海外研修の許可願出に関する件
3. 平成17年度研究生(専攻医)の継続願出に関する件

主な行事日程表

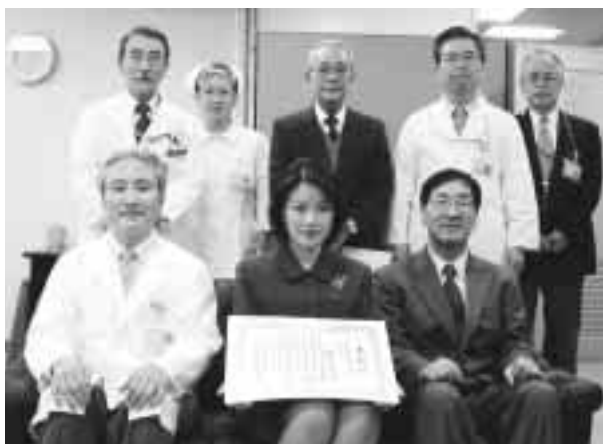
5月1日から7月31日までの学内における主要な行事予定は次のとおりです。

- | | |
|----------|------------------------------|
| 5月10日(火) | 理事会 |
| 11日(水) | ご遺骨返納法要(於 光松寺)
ナイチンゲール生誕祭 |
| 13日(金) | 学位論文受付締切 |
| 18日(水) | 教授会・大学院医学研究科委員会 |
| 21日(土) | 市民公開講座 |
| 25日(水) | さつき会(於 たかつき京都ホテル) |
| 28日(土) | 理事会・評議員会 |
| 6月1日(水) | 創立記念日 |
| 2日(木) | 永年勤続表彰式 |
| 4日(土) | 新入生歓迎会 |
| 13日(月) | 学位論文の提出のための語学試験 |
| 14日(火) | 理事会 |
| 15日(水) | 教授会・大学院医学研究科委員会 |
| 17日(金) | 運動部・文化部合同懇親会 |
| 18日(土) | 市民公開講座 |
| 25日(土) | Advanced OSCE 試験(第6学年) |
| 7月1日(金) | 新総合棟(病院7号館)竣工式 |
| 4日(月) | 第6学年後期卒業試験(9月15日まで) |
| 6日(水) | 大講座制主任教授連絡会 |
| 12日(火) | 理事会 |
| 17日(日) | 夏期休業(第1~6学年) |
| 20日(水) | 教授会・大学院医学研究科委員会 |
| 21日(木) | 夏期休業(看護専門学校) |
| 31日(日) | オープンキャンパス |

平成16年度大阪医科大学附属病院診療等功績顕彰（藤田賞）の表彰

標記の授賞が、眼科 植木 麻理学内講師に決定し、その授賞式が平成17年2月16日（水）に病院長室で行われました。副院長や審査委員等の方々のご臨席を賜り、植木先生に表彰状と金一封を授与いたしました。

17年度顕彰は、今秋ごろ募集の予定ですので奮ってご応募をお願いします。



病院長室にて

平成16年度下半期附属病院患者動態

昨年度下半期の患者動態は下記のとおりです。

（平成16年10月～平成17年3月）

	入院患者数	外来患者数	対前年度増減率%	
			入院患者数	外来患者数
H16.10	(773.9) 23,992	(2,019.1) 46,440	-2.56%	-4.73%
H16.11	(779.1) 23,373	(2,084.6) 45,861	-3.07%	0.35%
H16.12	(713.1) 22,106	(2,215.2) 46,520	-7.16%	-1.11%
H17. 1	(683.0) 21,172	(2,077.4) 43,625	-5.44%	-2.65%
H17. 2	(805.8) 22,562	(2,065.8) 43,382	-4.04%	-2.18%
H17. 3	(794.0) 24,615	(2,122.8) 50,946	-5.73%	-2.73%
合計	(757.3) 137,820	(2,096.8) 276,774	-5.21%	-4.89%

（ ）内は、1日平均患者数

・平成16年度下半期入院関係稼動日数 182日（平成15年度 183日）

・平成16年度下半期外来関係稼動日数 133日（平成15年度 132日）

平成17年度附属病院臨床研修医

〔医科〕

34名...学内 30名、学外 4名

〔歯科〕

1名...学外 1名

平成15年度・16年度（年間...1日平均）の動態

区分	入院		外来
	入院患者数	稼働率	外来患者数
15年度	808.3	81.0%	2,152.4
16年度	764.9	85.0%	2,097.5

上半期（4月～9月...1日平均）

区分	入院		外来
	入院患者数	稼働率	外来患者数
15年度	822.0	82.4%	2,159.8
16年度	772.5	86.1%	2,098.1

下半期（10月～3月...1日平均）

区分	入院		外来
	入院患者数	稼働率	外来患者数
15年度	794.6	79.6%	2,144.6
16年度	757.3	84.6%	2,096.8

医療安全対策室関係

事例検討会

3月1日(火)午後5時から、臨床第一講堂において教職員(医療従事者)を対象に事例検討会が開催されました。阿部宗昭医療安全対策室長の挨拶に続き、浮村聡安全管理委員会委員、村尾仁医療安全対策室の司会により、形成外科、放射線科、輸血室、整形外科の4部門からの演者による具体的な事例の発表が行われ、参加者との活発な意見交換があり、379名の出席のもと盛会裏に終了しました。



医療安全対策室長 阿部宗昭



司会 浮村 聡



司会 村尾 仁



形成外科 講師 大場創介



放射線科 診療助手 覚野芳光



輸血室 講師 河野武弘



整形外科 講師 金 明博



整形外科 助手 馬場一郎



全体風景

安全管理の体制確保に関する特別講演

安全管理の体制確保に関する特別講演会が3月30日（水）午後5時から、臨床第一講堂において高麗橋総合法律事務所 弁護士・医師 講師 許 功先生をお迎えし、各部門リスクマネージャー及びその他医療従事者272名の出席のもと開催されました。

竹中洋病院長（安全管理委員会委員長）の開会挨拶に続き、下記の特別講演が行われました。

最後に閉会の挨拶として阿部宗昭医療安全対策室長より同先生への謝辞を述べられ、講演が盛会のもとに終了しました。

『医療訴訟と安全対策』

高麗橋総合法律事務所

弁護士 医師

講師 許 功 先生



全体風景



病院長 竹中 洋



講師 許 功



医療安全対策室長 阿部宗昭

院内感染対策講演会

感染対策室長 中川 俊正

平成17年3月17日午後5時から、臨床第一講堂において病院主催の行事として第3回院内感染対策講演会が行われ、約200名の方々に参加していただきました。今回は、独立行政法人国立病院機構刀根山病院・伊藤正己院長による「結核の現状と院内感染」のお話をうかがいました。最初に、竹中病院長から開会の挨拶があり、ご自身の体験を通して、医療従事者にとって結核感染は特に注意すべき職業感染の一つであり、若い職員には感染防御に留意して欲しいとのお話がありました。

続いて伊藤先生のご講演がありました。内容は結核の罹患率の推移から始まり、大阪府の現状、本年4月から改正される結核予防法の要点、特にDOTSと呼ばれる服薬確認の推進の説明、結核の症状や治療、症例の提示、院内感染事例、結核の感染防御など多岐に渡りました。

その後は活発な質疑応答が行われ、玉井院内感染対策委員長から閉会の挨拶があり終了しました。刀根山病院は大阪府の結核診療拠点病院であり、当院でも結核患者発生の際にお世話になる病院です。ご講演の中には糖尿病で結核を発症した医師の事例や集団感染の話など結核が身近に感じられるような話題もあり、アンケートでは、「わかりやすかった」、「知識が深まった」など有意義な講演会であったというご意見をいただきました。

最後に、勤務終了後に参加していただいた皆様にお礼を申し上げます。

『結核の現状と院内感染』

独立行政法人国立病院機構

刀根山病院

病院長 伊藤正己 先生



全体風景



講師 伊藤正己 先生



院内感染対策委員長 玉井 浩



病院長 竹中 洋

保健管理室からのお知らせ

教員雇入時健康診断について

本学では医療監視の指導により、平成10年より教員の雇入時健康診断を実施しています。この雇入時健康診断は労働安全衛生規則第43条で義務づけられており、入職後の健康管理に役立てるために実施するものです。皆様のご協力により、受検率は年々増加し、平成15年度、16年度は対象教員全員が受検となったものの、その大半が入職して数ヶ月後にやっと受検されたり、保健管理室から何度も催促の連絡をしているのが現状です。入職される教員の方には、先ず人事課で案内をさせていただいておりますので、説明後直ちに保健管理室で受検日を予約してください。また三ヶ月以内に外部施設で健診を受検されている場合は、その結果をお持ち下さい。

保健管理室では入職される教員の方々が受検しやすいように配慮していきたいと考えておりますので、皆様のご協力をお願い致します。

こころの健康について...一人で抱え込まないで、早めに相談しましょう。

“気分がさえない” “眠りが浅く熟睡していない” “人と会うのがおっくうである” ...こんな症状ありませんか？

保健管理室では平成14年より定期健診期間中、希望者を対象にストレスチェックを実施しています。希望者は毎年80～90名ほどですが、40～50%の方がストレス度が高いという結果となっています。この結果を直ちに本学全体に当てはめることはできませんが、昨今、職場のストレス問題は年々増加していると言われており、本学も例外ではないと言えるでしょう。

本学の保健管理室には臨床心理士が常勤し相談業務を行っています。臨床心理士に相談することは特別なことと考えられる方も多いですが、風邪や発熱であれば服薬・受診するように、こころが不調になれば専門医や臨床心理士に相談することが大切であり、特別なことではありません。心身の不調があっても、誰かに話をしたくても、身近な人・職場の人には話にくい、専門家に相談するのもためらわれると一人で抱え込んでしまう場合も少なくありません。身体の疾患と同様にこころの不調も早めの対処が重要ですので、“しんどいな”と感じたら相談してみてください。深刻な悩みだけでなく、息抜き・ストレス発散の場としても気軽にご利用下さい。

なお相談内容の秘密は厳守しますので、安心してお越し下さい。

【利用方法】

保健管理室（研究棟1階）に直接来室して下さい。あらかじめ日時を予約をすることもできます。

電話、メールでの問い合わせ、予約も受付けています。

受付時間：月～金曜日 9：00～17：00（予約有の場合、17：00以降でも可）

問い合わせ先：内線2881（カウンセリング直通電話） E-mail：hokekan@poh.osaka-med.ac.jp

保健管理室からのお知らせ

1回目B型肝炎ワクチン接種、追加ワクチン接種のご案内

1回目B型肝炎ワクチン接種、追加ワクチン接種を下記のように実施します。

【実施日時】平成17年6月8日（水） 9日（木） 15:00～16:00

【場 所】病院2階 中央採血室

【対 象 者】4月に抗体検査を受けてワクチン接種を申込みされた方（但し昨年度3回のワクチン接種を受けられた方は対象外となります。）

今年度のB型肝炎ワクチン接種スケジュール

		6/8（水） 6/9（木）	7/6（水） 7/7（木）	12/7（水） 12/8（木）	2006 1/19（木） 1/20（金）
時 間		15:00～16:00			
新規	初めて受ける人 抗体を獲得したことがない人	1回目 ワクチン接種	2回目 ワクチン接種	3回目 ワクチン接種	抗体確認検査
追加	以前ワクチン接種で 一度抗体を獲得した人	追加 ワクチン接種	抗体確認検査		

特定・深夜業務従事者健診、有機溶剤・特定化学物質健診のご案内

平成17年度特定・深夜業務従事者健診、有機溶剤・特定化学物質健診を実施します。

対象者には事前に健診案内を配布しますので、日時などを確認の上、必ず受検して下さい。

【実施日時】平成17年5月25日（水）～27日（金） 8:00～15:30

【場 所】研究棟1階 第8会議室

保健管理室のHPを更新しました！

保健管理室のHPをご存知ですか？ 保健管理室の業務内容や健診の案内、健康情報などを掲載しています。今後も徐々に内容を充実させていきますので、是非ご覧ください。

<http://www.osaka-med.ac.jp/deps/hcs/>



大阪医科大学俳句会（一一・一・二月）

卒業写真葡萄茶式部の母若し	塚本務人
姉川や血紅葉流れ着きにけり	今井雄介
合併で消えし地名や鳥帰る	中川一成
冬ばらを密に束ねる祝意かな	吉田孝江
福寿草福袋売る三万个	同
お茶の花散りてひつそり星となる	飯塚久子
寒行となる湯地獄の明け供養	同
別々に生きる双児の冬帽子	美濃 眞
睡眠薬まだ効いてゐる赤のまま	同
もらはなくても聖ヴァレンタインの日	山崎隆司
冬館オラシヨの文字を拾ひ読む	宮脇芳美
初雪や徳利がかへし羅漢さま	同

——投句のお誘い——

一般の方も投句（何句でも）して下さい、
当句会で会員の出句と同じように選句します。
入選句は当欄に掲載します。

宛先は

〒569-8686 高槻市大学町 2-7
大阪医科大学

俳句会

皆様の参加をお待ちしております。

大阪医科大学・高槻市 歴史資料館に関する協定書調印式



高槻市総合センター4階交流室にて：握手を交わす國澤理事長と奥本高槻市長

去る、3月28日に学校法人大阪医科大学と高槻市の間で「歴史資料館」に関する協定が結ばれました。本部キャンパスの都市再生緊急整備事業に含まれる有形登録文化財「旧別館」保存事業の一環として歴史資料館を設置し、医学教育はもとより地域との交流の拠点を形成しようとするに関して、互いに協力し合う約束をしたものです。

具体的には、医学・医療だけでなく地域の歴史的資料を収集・整理研究・保存・展示し、これを医学教育だけでなく地域住民の生涯教育や小中学生の理科教育の補助などに活用し、さらに、卒業生をはじめとする大学関係者だけでなく地域の住民や団体との対話の場を形成しようとするものです。

完成は平成18年末の予定ですが、その準備事業を促進し、設置後の円滑な運営を図るために今回の協定を結びました。

個人情報の取扱について：

平成17年4月1日から個人情報保護法が施行されました。これに伴い総務部では、学報の発送にかかる個人情報につきましては、個人情報保護法を遵守し、適切な管理を行っております。なお、収集・管理する個人情報につきましては、発送の目的以外に使用することはありません。学報に関する個人情報についてのお問い合わせは、下記までお願いいたします。

大阪医科大学 総務部 学報編集担当係 電話 072 - 684 - 6218

大阪医科大学学報 第64号

発行年月 平成17年5月

発行 学校法人 大阪医科大学

編集・発行 総務部

印刷 大日本印刷株式会社

大阪医科大学ホームページ

<http://www.osaka-med.ac.jp/>